

令和8年2月4日（水）

於・AP浜松町 ROOM D+E

第8回資源管理方針に関する検討会

（スルメイカ全系群）

議事速記録

第8回資源管理方針に関する検討会（スルメイカ全系群）

日時：令和8年2月4日（水）

10：30～15：34

場所：AP浜松町 ROOM D+E

議事次第

- (1) 開会
- (2) 前回の資源管理方針に関する検討会の指摘事項について
- (3) 漁獲シナリオ等の検討及び今後のスケジュールについて
- (4) 議論の取りまとめ
- (5) その他
- (6) 閉会

午前10時30分 開会

○番浦課長補佐 定刻となりましたので、ただいまからスルメイカ全系群の第8回資源管理方針に関する検討会を開催いたします。

私は、本検討会の司会を務めます水産庁資源管理推進室の番浦と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は会場にも多くの方にお越しいただいておりますが、Webexを通じたウェブ参加の出席者の方もいらっしゃいます。技術的なトラブルが生じるかもしれませんが、精いっぱい対応しますので、スムーズな議事進行に御協力、御理解いただければと思います。

また、この関係で会場の皆様にはお願いですが、御発言がウェブ参加者にも伝わるように、必ずマイクを通じて御発言いただくようお願いいたします。

ウェブで参加されている皆様には事前にメールで留意事項をお知らせしておりますが、発言を希望される場合にはWebexの「手を挙げる」機能、又はチャット機能を使って発言を希望することをお知らせください。

また、会場を利用する上で2点お願いがございます。

1点目に、会議室内は禁煙となっておりますので、フロア内の喫煙スペースを御利用ください。2点目に、当施設はほかにも会議室がございます。共用エリアでの立ち話や携帯電話の御利用など、ほかのお客様の御迷惑になる行為は御遠慮ください。

それでは、皆様のお手元の資料の確認を行います。

資料1の議事次第から資料4の「令和8管理年度するめいかTAC（漁獲可能量）の設定及び配分について（案）」の4種類の資料がございます。資料は計4種類となります。不足などがございましたら、お近くのスタッフにお申し付けください。

本検討会の資料及び議事録は、水産庁のホームページ上に掲載させていただいております。

なお、本日はテレビカメラの撮影が入っております。お顔などを映すことに支障がある場合には、今、この場で挙手などをお願いいたします。

特にいらっしゃらないようですので、このまま進めさせていただきます。

報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮影は冒頭の水産庁挨拶までとさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、主催者側の出席者を紹介させていただきます。

水産庁資源管理部長の魚谷でございます。

- 魚谷部長 魚谷です。よろしくお願ひいたします。
- 番浦課長補佐 水産庁資源管理部漁獲監理官の福井でございます。
- 福井監理官 福井です。よろしくお願ひします。
- 番浦課長補佐 資源管理推進室長の赤塚でございます。
- 赤塚室長 赤塚です。よろしくお願ひいたします。
- 番浦課長補佐 続きまして、水産研究・教育機構水産資源研究所から大島浮魚資源部長でございます。
- 大島部長 大島です。よろしくお願ひします。
- 番浦課長補佐 同じく浮魚資源部浮魚第3グループ、松井主任研究員でございます。
- 松井主任研究員 松井です。よろしくお願ひします。
- 番浦課長補佐 そのほかにも、御紹介は割愛させていただきますが、多くの御担当の方々に出席を頂いております。御出席者につきましては、出席者名簿を御覧いただければと思います。

それでは、開会に当たりまして、魚谷から一言挨拶を申し上げます。

- 魚谷部長 皆さん、おはようございます。

改めまして、水産庁資源管理部長の魚谷でございます。

それでは、本日の会合の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は御多忙の中、ウェブを含め多数の皆さんに御参加いただいておりますことに、まずは感謝を申し上げます。

本日の会議は、スルメイカのTAC管理につきまして、1月14日に開催した前回の会合の取りまとめを受け、令和8管理年度限りの暫定的な漁獲シナリオ等に関する水産庁の考えをお示しし、皆さんから御意見を頂戴するために開催するものでございます。

今月下旬に開催される予定の水産政策審議会資源管理分科会への諮問に向けた水産庁としての案を御説明し、御議論いただきたいと思いますと考えております。また、そのほか、令和8管理年度のTAC及び配分の案についてもお示しをし、御意見を頂戴したいと考えております。

なお、前回の会合でもお話をいたしましたけれども、令和9管理年度以降の漁獲シナリオ等につきましては、令和8年度中にステークホルダー会合を複数回開催し、ステークホルダーの皆様と議論をさせていただく予定としております。この先の議論においても、引き続きの御理解、御協力を賜ることができればと考えているところでございます。

締めくくりとなりますが、本日の会合が今後のスルメイカの適切な資源管理にとって有意義なものとなりますよう、また、参加者の皆様の御健勝を祈念して、私の冒頭の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○番浦課長補佐 それでは、報道関係者の皆様におかれましては、ここまででカメラ撮影を終了していただくようお願いいたします。

ここからの議論については進行役を設けることとし、魚谷部長にその役をお願いしたいと思ひます。

それでは魚谷部長、よろしくお願ひいたします。

○魚谷部長 改めまして、魚谷でございます。会議の進行役を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、最初に今日の検討会の進め方について説明をいたします。

まず、資料3を用いて、水産庁から前回の資源管理方針に関する検討会、前回の会合の指摘事項、あと、漁獲シナリオ等の検討及び今後のスケジュールについて説明を行い、質疑応答を行います。

その後、今回の一連の会合、前回、今回の会合の取りまとめを行います。それを受けまして、その次に資料4を用いて、水産庁から令和8管理年度のTAC及び配分の案について説明を行い、質疑応答、意見交換を行います。

それでは、早速ですが、具体的な議事に入りたいと思ひます。

水産庁から資料3について御説明をお願いします。

○赤塚室長 資源管理推進室長です。

私の方からは、資料3「漁獲シナリオ等の検討について」の説明をさせていただきます。準備の方をよろしくお願ひいたします。

まずは目次です。前回ステークホルダー会合の取りまとめ、令和8管理年度の暫定漁獲シナリオの案、国の留保の案、目安数量を超過した「現行水準」の府県の扱いの案、また、令和9管理年度に向けたTAC期中変更の検討という構成になっております。最後に、今後のスケジュールと説明します。

では、1枚めくっていただきます。

まずは、前回1月に行われましたステークホルダー会合の取りまとめを振り返りたいと思ひます。全部で五つございました。

一つ目は漁獲シナリオについてです。

案の③、こちらは米国管理方式の適用ということで、T A Cが6万8,400トン、期中変更なし、という案の③を支持する意見と、案の①、こちらは現行シナリオの継続、結果、当初T A Cが3.12万トンで期中変更あり、の案、又は案の②、現行シナリオの継続ですけれども、加入の仮定を見直すということで、こちらは当初T A C3.90万トン、期中変更あり、の案を支持する意見が、双方ありました。

加えて、案の③については、期中変更なしで提案しておりましたところ、いろいろな意見が出たことを踏まえまして、水産庁は期中変更ルールの追加の可否について再度検討を行うこととし、できない場合にはその理由を整理して示すことになりました。

また、次回会合、今日の会合で取りまとめを行うために、パブリック・コメント手続で出た意見も踏まえて、水産庁としての提案をまとめる。そういうことになりました。

二つ目は国の留保です。

国の留保は、T A Cの超過リスクに対応することを目的として、その数量は必要最低限とする水産庁の提案を支持する意見と、特に定置網漁業における資源管理への配慮のために、ある程度大きい数字を設定し、機械的に追加配分する現在の運用を続けて欲しいという意見がありました。

こういったものを踏まえて、次回会合、今日の会合に水産庁としての提案をまとめるということになりました。

次のスライドに移ります。

三つ目は、目安数量を超過した「現行水準」の府県の扱いです。

二つの要件、令和7管理年度の漁獲量が、目安数量の2倍を超えた、かつ富山県の当初の配分量である700トンを超えた府県については配分数量を明示すると水産庁の提案に対して特段の大きな反対はなかったということで、この方向で進めていくということが取りまとめに盛り込まれています。

四つ目は、T A Cの期中変更です。

案の①及び案の②は、T A Cの期中変更とセットだということを踏まえまして、ではこの期中変更がどのように行われるのか、イメージを漁獲シナリオの選択肢とセットで示した方が判断しやすいのではないかという御意見を頂きました。その一方で、水産機構の方からは、期中変更の要件の明確化などルールの見直しの検討には相応の時間を要するという見解が示されました。

そのことを捉まえまして、案の①又は②を採用する場合には、次回会合において、今日の会合において、期中変更のイメージを可能な範囲内で示すことが取りまとめに盛り込まれました。

関連して、令和8管理年度にどの漁獲シナリオが採択されるかに関わらず、令和9管理年度に向けて、水産庁と水産機構で議論・検討を進めていくことが取りまとめに盛り込まれました。

最後に、今後のスケジュールについては、資料で示したスケジュールに対して特に御意見はありませんでしたので、これに沿って進めていくということになりました。

これが前回ステークホルダー会合の取りまとめとなります。

次のスライドにまいります。

令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオの案です。今回、我々水産庁としては、令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオは、カナダマツイカに対する米国の管理方式、前回のステークホルダー会合で案の③として示したものを提案します。ここで資料から外れまして、我々がこの案を今回提示するに至った背景について補足をさせていただければと思います。

前回のステークホルダー会合において様々意見が出てきた中で、私どもも挙げたところでございますけれども、単年性の資源であるために加入の予測が大きく外れることがある。これがスルメイカTAC管理の大きな課題となっています。

これを補正する現時点の最善の策が期中改定ですけれども、令和8管理年度の適切な時期までにこのルールを科学的に検証し、また、TACの増加だけではなくて削減も含めた形で制度を見直すことについては相応の困難が伴うものが予想されます。

このため、令和8管理年度については、暫定措置として、再生産関係に基づく将来予測、TAC管理の大きな課題にあえて依拠しない案の③を提案するものです。

その後、令和9管理年度に向けて、今年約1年を投じて、「漁業法に基づくスルメイカのTAC管理」の現時点における最良の形について議論をさせていただきたいと考えています。

資料に戻りまして、繰り返しになりますが、令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオは、カナダマツイカに対する米国の管理措置とすることとしました。

続きまして、この数式には「直近の平均資源量」がございます。この「直近の資源量」の取り方については、直近の傾向を考慮して直近3年分の資源量の値を使用することとしました。

その結果、令和8管理年度のTACは、下表に掲げましたとおり6.84万トンとなります。TACの期中変更ルールはありません。これは次のスライドで、その理由を説明させていただきますと思います。

パブリック・コメントの状況です。案の③を支持する御意見を頂いたところです。一方で、案の③は、今のスルメイカの資源の状況から考えると、過度な負担をスルメイカに与えるのではないかと懸念の御意見もいただいているところです。その他、期中変更に対する想いをパブリック・コメントの方ではいただいているところでして、こちらは次のスライドで説明したいと思います。

次のスライドに移る前に、もう一つ重要なこととして、「直近の平均資源量」のところ、こちらについて直近3年を取るという提案に対して、パブリック・コメントではいろいろな「直近」の取り方がありますので、例えば2年でもよろしいのではないかという意見をいただきました。このことについて、また補足になりますけれども、私の方から3年とした理由を説明させていただきますと思います。

重要なので何度も繰り返しになりますが、将来予測に依拠しない。これが案の③の特徴です。

その代わりに、「直近の平均資源量」を用いること。ここが大事なポイントとなります。

次に、スルメイカという資源が大きく変動することに対する共通認識があることについては、このステークホルダー会合で出た意見を聞かされただけでも同意していただけていると思います。

このように変動が大きく、かつ将来予測が難しい資源の令和8年度の加入量を、それなりの「確からしさ」を持って決めていく中で、やはり3年が、年ごとの偶然要因を標準化でき、かつトレンドを反映できることから適切と考えました。

もう一つ、申し添えたいことがあります。それはスルメイカの現在の資源状況を考えると、やはり獲り過ぎとなるリスクを抑えておくことが非常に大事になってくると。端的に言うと、2年とするとTACはより大きくなります。その事実に対して、資源状況を考えると、やはり獲り過ぎのリスクは抑えなければなりません。このことは、資源の持続的利用を確保して、漁業生産力を発展させるという漁業法の目的に即した判断だったと私どもは考えているところです。

少し長くなりましたが、令和8年度の暫定的な漁獲シナリオの説明は以上となります。

次のスライドに移りまして、T A Cの期中変更ルールを導入しない理由の説明に入ります。

まず、現行の期中変更ルールがどのようなものなのかということを紹介します。

現行の期中変更ルールは、単年性資源であることから再生産関係に基づく加入の予測が特に難しいこと、また、冬季発生系群、秋季発生系群ともに親魚量から期待される加入量を下回っている近年の低加入が当面続くという仮定、これはバックワード・リサンプリングを行うと技術的には言えますけれども、この二つを前提として、必要に応じてT A Cを増加させるために導入されたものでした。

これに対して、暫定漁獲シナリオ案は、将来予測に依拠しないというところで成り立っているものですので、T A Cの期中変更をする根拠がありません。このことは、前回、説明したことですし、今回も紹介させていただくものです。

ただ、理論の話は、なかなか実感できないだろうなというところは私どもも承知しているところです。また、前回に将来予測を使わなくても管理年度中に、その年の加入量の推定値が分かるので、これを使ったらいいのではないかと。そういった意見を頂いたところです。

そういった意見に対する答えが二つ目のポツです。期中に入手できる情報を平均値の対象としたT A Cの期中変更ルールを導入するのであれば、T A Cが増えることもありますし、逆にT A Cが減ることもあります。

したがって、我々管理側とすれば、T A Cの増加だけを捉えるだけでなく、削減も含めた形で期中変更のルールは講じていく必要があるのだと。ただ、容易に想像できるごとですけれども、こういったルールを導入して、令和8管理年度の途中でT A Cを削減することになったときには、漁業者の方の計画的な操業を阻害するおそれがあることを踏まえた十分な事前調整が必要となることを考えると、ルールの策定というのは、現実的には困難であると考えています。

資料では、「漁業者の計画的な操業」とありましたが、もちろん加工業者の方々を含めて、計画を阻害しないということが非常に大事だということは私も承知しております。その点から、期中変更ルールを入れることについては、もう少し慎重な議論が必要と考えています。

以上が、今回、T A Cの期中変更ルールの追加の可否について水産庁に持ち帰って再度検討した結果、導入しないとした理由となります。

次のスライドに移ります。

国の留保の案です。

資料ですけれども、前回ステークホルダー会合での提案から変更した部分に下線を付したので、特にそこを注目して見ていただければと思います。

まず、国の留保は、TACの超過リスクに対応することを目的として、その数量は必要最低限とすることとしました。これを受け、令和8管理年度の国の留保は200トンを提案します。

これに関連いたしまして、水産政策審議会の了承を得て資源管理基本方針で定めたルール、いわゆる「75%ルール」に即して行う国の留保からの追加配分は、令和8管理年度においては行わないこととしました。

続けて、大臣管理区分においては、消化が進まない場合に他の大臣管理区分や道県への振替に対応するなど限られた配分数量の有効活用のために、当初配分数量の一部を国の留保に残しておくことができるルールを作ったところです。

最後に、関連しまして、令和7管理年度においては、小型するめいか釣り漁業で配分数量の超過が生じました。この超過分のうち、令和8管理年度の当該管理区分から差し引く数量については、こちらまだ整理しているところ、業界と最終化に向けて議論中と承知しておりますが、令和8管理年度の当初の国の留保に繰り入れた後、当初配分数量のシェアに応じて「数量明示」の道県に配分することとしたいと考えています。

本提案につきまして、前回の取りまとめにも盛り込まれましたが、もう少し留保の数量を多くして「75%ルール」の下で追加配分していただけないかということをご期待する御意見がございました。

そのことについての私どもの考えですけれども、まずこういった御意見が出るということは、留保を設定し、そこから「75%ルール」、自動的に配分するというルールが非常に効果的であったということが、皆さんの間で周知されていた。だからこそ、継続を求める御意見があったということで、その点においては私ども非常に嬉しく思っております。

その上で、令和7管理年度にスルメイカで起きたことを振り返りますと、留保の数量に限りがある中で、今、正に留保からの追加配分を必要としているグループと、もしかして、というのは失礼かもしれませんが、これまでの経験、現在の他の獲れ具合から考えて、今後、自分たちのところに来遊するかもしれないので国の留保を残しておいて欲しいという

グループ、この二つがありました。二つのグループの間の調整というところで非常に議論があったところです。

そういった中で得た経験としては、結局、留保をそういうことを予測して分けておくのであれば、これは配分するのと一緒ではないか。むしろ、その分を当初配分数量に上乗せした方が、結果として、令和7管理年度のスルメイカの経験を踏まえれば最善の策ではないかと、水産庁としては考えるところです。

以上が国の留保の説明となります。

続きまして、目安数量を超過した「現行水準」の府県の扱いです。

こちらは、前回会合において、一つ目の超過率の要件、令和7管理年度の漁獲量が目安数量の2倍を超えた。二つ目の数量の要件、令和7管理年度の漁獲量が「数量明示」の道県で最小の富山県の当初配分数量である700トンを超えた「現行水準」の府県については、資源管理基本方針に基づき、「管理上必要である」として、令和8年度、配分数量を明示することを提案しました。青森県、岩手県、宮城県が要件に該当するというので、参考として、目安数量に対する1月13日時点の漁獲量を記載したところです。

これらの県の「数量明示」化は、2月に開催される資源管理分科会に当初配分案として諮問することとしまして、その数量については、この後、ステークホルダー会合の議論が終わりましたら、令和8管理年度のTACの配分案として水産庁の方からお示しさせていただきます。

以上が目安数量を超過した「現行水準」の府県の扱いとなります。

続きまして、令和9管理年度以降に向けたTAC期中変更の検討のスライドを説明します。

こちらについて、令和7管理年度のTAC期中変更に関する情報を欄外に記載しましたので、こちらから説明をさせていただきます。

まず、令和7管理年度においては、あらかじめ資源管理方針に定めたルールに則しまして、最新の資源調査の結果や漁獲の状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえて、冬季発生系群については、TACの算定に用いられた予測値よりも良好な加入が発生していると我々が判断し、TACを期中に変更しました。

次に、この冬季発生系群の加入量の値を段階別に見ていくと、以下のようになります。まず、TACの算定に用いられた予測値は15万トンでした。2回目の増枠時、11月5日に水産機構から示していただいた予測値は49.8万トン、これは中央値です。90%予測区間で

見ますと、下は33.6万トン、上は66.6万トンと示されたところです。最後、令和7年度資源評価に掲載された最終的な推定値は32.5万トンでした。これは、先ほどの予測区間の下限値を若干下回っております。

2度目の増枠時の水産機構による加入の推定は、小型するめいか釣り漁業のC P U Eのデータ、及び過去の小型するめいか釣り漁業のC P U Eデータと推定された資源量の相関関係を用いて行われたものです。

この令和7管理年度の期中の推定方法を研究機関でまずレビューしていただいた後、その結果を踏まえて変更要件の明確化等、ルールを検討を水産機構の協力を得て水産庁で行っていきます。

冒頭、私が令和8管理年度の暫定漁獲シナリオの選択のときに申しましたとおり、加入の予測の難しさを補正する現時点のベストの策は、T A Cの期中変更であると考えておりますので、そのルールをしっかりと作ってまいりたいと思います。

続く8枚目のスライドは、参考として掲載したものでありますので、説明は割愛させていただきます。

最後となります。今後のスケジュールです。

今日は赤線で囲ったところです。第8回資源管理方針に関する検討会を開催しています。また、同時並行でパブリック・コメントを実施しているところです。

これらのプロセスを経て我々が最終化した資源管理基本方針の一部変更の案を水産政策審議会第143回資源管理分科会に諮ります。資料では2月下旬とありますが、今日ここで発表いたします。2月20日の水産政策審議会資源管理分科会で諮問することといたします。その後、各都道府県における手続を経て4月1日から令和8管理年度の開始となります。

最後は参考となります。説明は割愛させていただき、適宜、質疑応答の中で案の①、案の②の話が出てきましたら触れたいと思います。

最後に、資料の説明を終わる前に、もう一つ大事なことを皆さんに共有したいと思います。

それは、スルメイカ資源の現状です。本当に皆さん、特に漁業者の皆さんがこれまで痛感されていたとおり、スルメイカが全然獲れない、非常に資源が悪い時期が長く続きました。その中であって、今年の獲れ方を見ると、スルメイカがようやく回復に転じつつあるのではないかと、そのような実感を持たれたのではないかと思います。回復の兆しを見せているスルメイカの資源をいかに将来につなげていくのかというところ。こういうところが

我々が今日お示しする案の中に入っております。最後、このことを議論を行うにあたって共有したと思ひまして、触れました。

大変長くなりましたが、水産庁からの説明は以上となります。

○魚谷部長 それでは、ただいまの水産庁からの説明について、御意見、御質問を賜ることとしたいと思ひます。

前回と同じように、項目ごとに分けてお聞きする形としたいと思ひます。

本日、時間も限られている中で大勢の方々に出席いただいております、たくさんの御意見、御質問があると思ひますので、今どの項目をやっているのか、それに対応した御発言をやっていただくと。前回、項目と違うことをお話しされた方もいらっしゃるので、そこは会議全体の進行に御協力いただくということで、今はこの項目ですよということに限って御意見なり御質問いただければと思ひます。

それでは、会場で御参加の皆さんは挙手を頂ければと思ひます。こちらから当てさせていただいてマイクをお渡ししますので、最初に御所属、お名前を述べていただいた上で御発言をお願いします。

また、ウェブの参加者の皆様におかれましては、Webexの「手を挙げる」機能、又はチャット機能で発言の御希望をお知らせください。こちらから指名をさせていただきますので、同様に最初に御所属、お名前を述べていただいた上で御発言をお願いします。

基本的には、まず先に会場からの御意見、御質問を受けた上で、ウェブの方という順番で進めさせていただければと思ひます。

それでは、御質問、御意見のある方はどうぞ。

はい、どうぞ。

○参加者 前回、ちょっと会合に出られなかったものですから、そのときとダブるかも分かりません。

スライドの3番のところなんですけれども、前提として暫定的措置なんだということだと思ひなんですけれども、この数字を見ると、過去の一番獲れた年の資源量と漁獲量、この割合を現在に持ってくるよということなんですけれども、この数字自体、二十数年前の実績なんですよね。

その時に、漁獲量と資源量の割合を、漁獲割合という形になれば35%から40%、かなりの漁獲圧力をかけて獲っていたと。その後、ずっと減って行って資源量も減る。それから、その漁獲割合が大体10%ちょっと超えるぐらいの推移で今日まで来ていると思ひます。

そういう中で、漁獲割合を40%前後にしていくというのは、定置漁業は、待ちの漁法ですから、獲れても10%入るか入らないかと。泳いでくるイカの10%、多分、以下だと思います。そういう中で、漁法によって30なり40%の漁獲圧力をかけられる漁法というのは当然限られてくるわけですね。

そういうことを踏まえると、今後、資源量が増えていくんだという見込みもあるんでしょうけれども、やはり一定の水面で、そこに資源がたくさんあるということは、それだけやれば獲れるという、漁獲圧力を強くすればいいんですけれども、一定の水面で薄く資源があるよという中で、それを、漁獲圧力を40%近く持っていくということであれば、追っかけて獲っていくしかないですね。

そういうことが可能な漁法と、やはり定置みたいに待つ獲る漁法というのは、当然、違うわけでございまして、そこら辺も踏まえて、将来の資源がどうなるか。将来の見通しがどうなるかということ踏まえて、その中で一定割合をやはり獲っていくと。

資源管理をどうするかという基本が、はっきり見えてこないというのが、ちょっと私の疑問点なものですから、そこら辺が分かれば。前回出ていなくて申し訳ないですけども。

以上です。

○魚谷部長 すみません。最初に、私が「項目ごとにと」申し上げた上で、「まずは漁獲シナリオです」という話を言い忘れたんですけども、そのとおりに言っていたので、それはありがとうございます。まずは漁獲シナリオに関する事柄ということでございます。

○赤塚室長 ありがとうございます。

漁獲割合が違うというご指摘。これは資源管理の基本的なところ、漁獲の強さを調節するということについては、あるべき話ですし、今後の資源管理を考える上で、一つ一つの漁業、パーツ、パーツの特色を踏まえたもので出していくところだと思います。

今話を逆に捉まえますと、今回の我々の提案というのが、非常に漁獲圧がかかっている状態。逆に言うと、TACがその分、大きな数字になることを意味しています。ご指摘はそのことを示しているのだと思っています。その点については、正に我々の方としても覚悟、それなりのものを出してきたところです。

この後も何回か繰り返すことになると思います。私どもの提案について御承知おきいただきたいことでも、予測をするのが非常に困難だというのがスルメイカのTAC管理の大きな課題となっています。単年性資源であるスルメイカのTAC管理はどうするのがベストなのかということ議論するとき、大きな課題が常に頭にある、おっしゃ

ったように課題に対する不安がある中で、将来のことを議論することができるの、というおそれがありましたので、あえて参加者の方がおっしゃったような将来予測に依拠せず、漁獲圧力について、現実よりも高め、今の現状を踏まえた高いものでもってTACを出すことになる米国の管理方式を採用するところです。

今年、おっしゃられた不安感、漠然とした不安感を解決するための、ステークホルダー会合を複数回開催しますので、その中で、私ども提案を一生懸命作って出しますので、それに対していろいろなコメントを頂戴することで、スルメイカの今のベストの管理とは何なのかと、漁業法に基づくスルメイカのTAC管理というのは、どういうものが現時点では最善の形なのかということを議論していただきたいなと思います。

ありがとうございます。

○魚谷部長 ほかに漁獲シナリオに関して、御意見、御質問ございますでしょうか。

では、どうぞ。

○参加者 ありがとうございます。

御説明ありがとうございます。漁獲シナリオは暫定的ということで、科学的根拠に基づく管理の重要性というのは、もちろん十分、重要性は理解しているつもりですけれども、令和8年限りの措置ということでありまして、アメリカでも使用されている方式ということなので、今年1年限りということで、水産庁の御提案でよいのではないかというふうに考えております。

あと、付け加えれば、令和3年10月の時に獲り残しのことに関して、いろいろ検討された当時のステークホルダー会議の資料を見ると、獲り残し割合一定方策の科学的な評価とどうか、検証がなされておると思います。

それを見ますと、私の方の理解では、秋季系群では獲り残し割合が42%以上で、また冬季系群では獲り残し割合が50%以上で、当時の水研機構さんがお進めになっていた漁獲シナリオと同等か、それ以上に安全というふうに評価されていたかと思います。

それに対して、今回の獲り残し割合については、今表示されているこの数字を単純に計算をして獲り残しの割合を出すと、秋季で65%、冬季で60%ということになりますので、当時と同じ比較ができるかどうか分かりませんが、水産庁の御提案の漁獲シナリオについては、ある意味、一定の安全性を示しているのではないかなというふうに私は考えているところでございます。

以上、御参考まででございます。

○魚谷部長 ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

○参加者

ただいま御説明を頂いた令和8年度の暫定的な漁獲シナリオについての国の御説明を支持するところでございます。当然、先ほど赤塚室長からも適切に獲り残して持続的に管理していくということの前提は、理解を当然するところでございますが、一方で、前回のステークホルダー会合で、小型いか釣り漁業を始め複数の出席者から期中変更を求める意見があった中で、今回、期中変更は行わないという御説明があったところでございます。

その説明の内容については、当然、理解をするところでございますが、例えば現在分かっている、過去にあった事象よりも更にその予想を大きく上回る来遊があった場合に、やはり科学的な、あくまで科学的なファクターに基づく検討の余地というものは、やはり年度が明けてからでも結構なんです、残しておくべきだということを改めて求めておきたいと存じます。

年度が明けて、また卵稚仔調査や、あるいは漁獲が始まって、その状況を見ていただいて検討する余地があるという判断をした場合には、是非、御再考いただきたいということが率直なところの意見でございます。

TACの資源の状況によっては、減ということもあるということの御説明は理解するところなんです、実際にもし資源量が予想より少なかった場合は、ただ単に獲らないとか獲れないだけであって、過去にこれまでもスルメイカのTACというものは減少化されるとかそうではなく、その場合は「減」というふうな改定も行われてこなかったということも事実でございますので、そういったことも申し上げておきたいなと思います。

そもそも、これまで消化があまり進んでいなかったという事実も、やはり前提である資源評価の難しさというものが横たわっているところでございますので、今回の措置もその単年性の魚種であるスルメイカの特徴を大きく捉えていただいた御提案になっていることも承知している中ですが、やはりしつこく言うようですが、年が明けてからでも結構なんです、期中改定とか見直してみたいなもの、あるいはシナリオの選択、シナリオの中の検討とか、そういった下地は、是非、議論として残しておいていただきたいということでございます。

誰にも未来は分からない中で、そういった対応をしていただくことが漁業者の不安を少なくして、この国の資源管理政策に対する信頼にもつながっていくというふうに考えてご

ございますので、意見として申し上げておきたいと存じます。

以上でございます。

○赤塚室長 ありがとうございます。

本当に率直な御意見を頂きました。私もいろいろ議論させていただいて、いかにスルメイカの資源変動というものが、将来予測結果として示されている加入が、もちろん信じていただいているのですが、それを超える加入が起こり得る、特にスルメイカというのは単年性のため起こりがちな資源だということに対する不安があった上での率直な御意見だったと思います。

御意見があったことは承知した上で、せっかくの機会ですので、先程の話をもう少し解像度を高めて改めて説明させていただきたいと思います。

その年の加入の予測が難しいのであれば、推定値を使えばよいと考える方がいらっしゃると思うんですね。ただ、その推定値が利用可能となるのは、毎年、大体12月の下旬になります。それを使って期中にTACの変更を行う場合、増えたときの恩恵を受けるのも、減ったときのダメージを受けるのも1月以降に盛漁期を迎える大臣管理区分又は都道府県に限られてきます。全体の公平性を考えた場合、なかなか実現すること又は強いることはできないというのが率直なところですよ。

更に申しますと、令和8管理年度の加入量の推定値が分かったのであれば、直近3年間の平均値を使う必要はないわけですね、理屈としては。そうなりますと、なおさら、TACがどかんと増える又はがくんと下がることになって、その全てを1月以降に盛漁期を迎える大臣管理区分又は都道府県が受けるという状況とすることは、行政側としては、やはりできません。できない判断だということを、この機会に述べさせていただきます。

いずれにしても、私どもの立場を理解した上での、今の参加者の方からの御発言でしたので、それを踏まえて、また建設的な議論を今後もさせていただければと思います。

ありがとうございます。

○魚谷部長 ほかに漁獲シナリオについて。

どうぞ。

○参加者 よろしく願いいたします。

私もアメリカの管理方式を支持したいと思います。その中で、TACの算定に当たっての意見を申し上げたいと思います。

示された算定に当たっては、近年の資源の状況に基づき漁獲を管理することとされてご

ございます。先ほどの3年を採用するという説明の中で、獲り過ぎたリスクを抑えるべきということにつきましては十分理解をいたしますが、ここで使われている近年の漁獲資源量につきましては、2023年から2025年までの直近3か年の資源量の平均値を用いて算定されてございます。

その中で、2023年の冬季発生系群の資源量につきましては、近年10か年で最も低い資源状況でございます。そういうことから、昨年の状況を反映するということについては、適さないものと考えてございます。

そのことから、昨年の状況を適切に反映するためには、2024年から2025年までの2か年の資源量の平均値を用いて算出すべきではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○参加者 すみません。関連して。

○魚谷部長 はい、どうぞ。

○参加者 よろしくお願いたします。

ただいま参加者の方から、昨年の想定を上回る良好な漁獲状況、これを勘案した形で算出方法の修正につきまして意見があったところでございます。

先ほどの説明の中で、獲り過ぎのリスク、これを避けるという意味合いで3年という御説明があったこと、これは理解できるものでございますが、昨年、盛漁期を迎える前に漁をちょっと止めざるを得なかったという厳しい経験がございまして、今後、繰り返さないことが非常に重要と考えているところでございます。昨年の良好な来遊状況を反映した漁を止めない方法ということで、業界の意見でございますが、御賢察いただければと思います。

どうぞよろしくお願いたします。

○魚谷部長 先ほど基本的な3年を使う理由については、赤塚室長の方から説明しましたので、私からはもうちょっと違う角度から御説明したいと思いますが、先ほど、別の参加者の方がおっしゃったように、米国の管理方式というのは、過去最高の漁獲があった年の漁獲割合を現状に適用するとどうですかというような計算をするということでもあります。非常に、漁獲割合としてはある程度高い数字を掛けますので、余裕のあるABCなりTACにつながるという方向です。

要は、過去最高漁獲年の漁獲割合を現状に適応する。現状という意味では、本来は来年のTACを計算するのであれば、26年の資源量に掛けるというのが本来の姿ですが、これ

がなぜそうっていないかという、先ほど来、赤塚室長の方から説明したとおり、来年の予測というのは大きく外れることがあるから、ということです。

直近の、すなわち確定値を用いましょうということなんですけれども、では、「直近年」ではなくて「直近の平均」を使うという意味は何なのかと言われれば、これも赤塚室長が説明したとおり、スルメイカの資源というのは上がったりがったりするということです。

ですので、直近の平均資源量というものを使うというのは、ピンポイントでどうですという数字ではなくて、「最近どれぐらいのレベルにあるのか」というところに掛けましょう、ということでもあります。

ですので、先ほど23年の冬の9.5万トンという資源量は過去最低だという話がありましたが、過去最低にもなり得るようなレベルで変動しているということからすると、それを除くのが適切だ、ということにはならないというふうに思います。

ですので、先ほど赤塚室長からも申し上げましたが、直近の傾向を見るときに、「2年」というのは通常使わないわけですね。上がっている、下がっている、の2点だけだと、それは上昇傾向なのか下降傾向なのかというのは分からない。通常は、横ばいの中での変動なのかもしれないし、上昇傾向、下降傾向、どちらかなのかもしれないし。3点あれば、ある程度、これは上がっている、下がっているというのが出てくるんだと思います。そういう意味で、通常3年を使うということです。

4年前の試算を水産機構から示していただいたときに、2年という形で計算したのもも示しておりますが、これは恐らく、当時は秋、冬ともに資源が減少傾向にあったということで、3年取るよりも2年取る方が予防的な数字が出てくるということで、予防的に考えるオプションとして出していたのではないかと私自身は思っています。ということで、「直近を使った方がいいんだ」という意味で出したものではないと思います。

そういうことで、3年より2年の方が常に正しいというものでもないですし、通常、一般的には3年というのをを用いるのが通常のやり方、これは資源に限らず、いろいろなものでも3年平均というのはよく使われることからすれば、2年平均の方が適切だということではないと考えます。

更に言えば、本当に予防的に考えるということであれば、直近3年のうちの最低年を取るという運用の仕方もあり得るんだろうと思います。ただ、水産庁としては、そういう形で上がったりがったりするということの中で、そういう傾向も踏まえて直近の状況を反映するという意味では、3年平均が適切だと。赤塚室長からは、予防的にやる必要はあるという

ような、獲り残しを多くして、というのがありましたが、最低年を使わないという意味では、水産庁としては、言い方がいいかどうかは別にして、中庸な考え方、要は過度に楽観的にもせず、過度に予防的にもせず、という選択肢で、3年を選んでいるというふうに理解をしていただければと思います。

以上でございます。

ほかにもございますでしょうか。どうぞ。

○参加者 先ほど参加者の方からお話があった話は、私たちの方からも改めてもう一度お願いをさせていただければというふうに思いますけれども、TACの期中変更はできないということで、今回、お話がありましたけれども、そこを、今後、何とかできるようにしていただければということでございます。

今回、水産庁さんの方から米国の管理方式が提案されたと。これについては、昨年、漁獲枠が不足して現場が大混乱したという中で、そうした不安を払拭するために、科学的な管理ができる前提として最大限配慮していただいた中で提示されたということで、それについては本当に感謝しているというところでございます。

ただ、やはり海の中のことは本当に分からないと、この間、議論されていますけれども、特にイカについては本当に分からないというような状況ですので、そこは柔軟な対応をして、今回、再生産関係に基づかないからできないというお話ですけれども、何とか柔軟な対応をしていただいて、見直しができるようにしていただければというふうに思います。

また、増やすならば減らすことも考えないと、というお話ですけれども、今回、こういう暫定的な提案をしていただいた趣旨として、漁業者の不安を払拭するということであれば、そこはもちろん考えなければならぬ部分はあるかもしれないですけれども、資源が増えたときには増やすというような、枠を見直すというような考え方で、そういった収支の部分の踏まえて対応していただければというふうに思いますので、改めてお願いいたします。

以上です。

○参加者 すみません。

今の参加者の方からもお話がございました。期中変更についてはないというようなルール、御説明がございました。繰り返しになるんですけれども、昨年にもございましたように、予期できない想定を上回る来遊ということを考えますと、漁業者の危惧というのは拭えないものと考えますことから、資源状況に応じまして漁業者が困らないような柔軟な対

応についてお願いしたいと、重ねてお願い申し上げます。

以上でございます。

○赤塚室長 ありがとうございます。

先ほどの方と同じような御意見だということで承知いたしました。

いろいろなお立場があると思います。漁業者の方の立場、また漁業者の方を支える県庁行政に関わる方の立場は理解しているつもりです。

その上で、今回の我々の案を理解された上での御発言であったと捉えております。一つ一つに対しては既に答えていますので、私の方から繰り返すことはありません。引き続き、議論させて頂ければと思っております。

また、重要なことです。繰り返しになりますけれども、この資源を将来にわたって使っていきたいというところについては、ここは皆さんいろいろな立場にあるかもしれませんが、一緒だと信じております。今、この資源が最悪の状態から回復する兆しを見せている中で、どうやってこれを後世に残していくのかということと、その中であって漁業を絶やさないようにするにはどうしたらいいのか、ということのぎりぎりの中で、今回、私どもが暫定漁獲シナリオを提案したということは理解していただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、今日、いろいろな立場の方の率直な御意見も頂けたというのは非常に大事なことだと思います。今年開催するステークホルダー会合において漁業法に基づくスルメイカのTAC管理について、現時点で何がベストなのかということについて議論させていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○魚谷部長 若干付け加えますけれども、皆さん御理解いただいていると思うんですが、我々水産庁としては、期中改定なしの案の③というのが、漁業者の皆さんの心配に寄り添った上で、最大限出せるものを出していると思っていただければと思います。

そこは、資源管理基本方針、あるいは資源管理のロードマップでも、漁業者の理解と協力を得て進めますというふうにしっかり書かれておりますので、それを踏まえて出せる最大限のものを出しているということでございます。

そういう不安というのは、基本的には評価、あるいは予測が当たらないというところの不安に寄り添うということで、再生産関係に基づく将来予測には依拠しないもの、かつ、それで、余裕のある、かなり余裕のある数字が出せるものということでお示しをしているということです。

不安はどこまでいってもなくならないんだと思いますが、やはり資源評価、あるいは管理をやっていく上で、不安がゼロになるということも、リスクがゼロになるということも、これはないです。どういうリスクを受け入れて、どういう形で皆さんの御心配に対して対応するか、というバランスを取りながら、ということの限界値をお示ししているつもりです。

前回のステークホルダー会合でも、何人かの出席者の方からコメントがありましたけれども、去年、冬系群はかなり予想を上回る加入があつてよくなったとは家言え、せいぜい限界管理基準値を上回った、ちょっと上回った程度。秋については、限界管理基準値を下回っている状態ということです。

これで、6.84万トンという数字を示しているわけですがけれども、これより更にいい加入がある確率はどれくらいあるんだろうかというのは、いろいろお示ししようと思えばお示しできるかと思いますがけれども、そういう場合には、もう獲り残して、しっかり後につなげていくというのが重要なんだと思っております。

6.84万トンあれば、近年の、去年というか令和7管理年度の状況から見ても、かなり余裕のある数字で、仮にそこまでの資源がなければ、恐らくそこまで獲り切れないという状況もある中で、更にそれよりいい加入があつて、それに対する期中改定がないとやっていけないんだというのは、ちょっと違うのかなというふうに思いますし、我々として、そこも対応できますと、対応します、ということは、私の立場では申し上げられないということは、言っておきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○参加者 ありがとうございます。

まずは、皆様から将来をどう資源を守っていきながら、イカ漁業、イカ産業を続けていくかというコメントが出ていること、非常にうれしいなと思います。

そういった中で、今回のシナリオは、今、水産庁様からも説明があつたように、かなり楽観的かなと、国際的な基準で見ると、かなり楽観的に見えます。というのも、現状の資源を考えると、TACを厳しくして獲り残しをいかに増やして、いかに資源を増やすかと、将来の漁獲量をいかに増やせるように、今、我慢するか、そういったフェーズなんですね、国際的に見ると。そういった中で、かなり漁業者のことを配慮したシナリオなんだろうなとは思っています。

ただ、これは先ほども話が出ましたけれども、僅か1年だけなんですね、資源が、今回、

加入が増えたというのは。過去のデータを見ていただければ分かりますが、1年増えて、また下がったということは過去に起きているわけなんですね。なので、令和8年、また資源が減ってしまうリスクが大いにある中で、これだけTACを大きめにするというのは、ある意味、博打でもあると思います。ただ現状、なかなか将来予測が分からない中で、一つ試してみるチャレンジでもあるとは思っています。

一方で、漁業者様から考えると、どれだけ今、みんなが獲っているのか、枠はどれだけ残っているのかというのが分からない中でTACが定められるというのは、正直不安だと思います。この不安を払拭させることは、やはり重要で、前回も申し上げましたが、やはり電子化の部分、漁獲情報をいかに素早く、行政、あとは水研の方に吸い上げて、今、どれだけまだ獲れそうだとか、あとは、それによって、より早く加入量の暫定値が出せるようにするというのが重要だと思います。

私からの提案なんですが、今回のシナリオでいくとしても、やはり条件として最低、来年というか令和8年には電子化に向けたパイロット、実証実験を実施するなりロードマップを発表するという事で、漁業者さんの不安を払拭させるような方針を出していただけたらなというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

○赤塚室長 ありがとうございます。

非常に厳しい御意見です。我々としては、場所によっては本当に立ってられないぐらい批判されることを覚悟した上で、今回、提案したところです。

決断の重み、おっしゃられました博打が外れた時に、スルメイカ資源に与える影響というものも承知しております。将来の水産業、そしてスルメイカを食べる人たちのことを考えると、本当にこれは重い決断だったと考えています。

それであっても、なお、今回我々は、漁業法に基づくTAC管理の現時点で最善の形、具体的にはより適切な期中改訂ルール付のMSY管理を目指した議論をするためには、TAC管理の大きな課題である将来予測に対する不安を一旦抑えることを選んだ次第です。

漁獲の迅速なモニタリングは大事な話でして、今、それに向けて関係団体と鋭意作業中です。このことにつきまして、本当に、関係者の方々には大変な中で協力を頂いているところ、お名前について言及することは差し控えますけれども、感謝しつつ進めているところです。このことから、ロードマップの発表よりも、何をやっているのか、やろうとしているのかということ、機会を見て情報提供できればと思います。ありがとうございます。

○魚谷部長 ほかに漁獲シナリオにつきまして、ございますでしょうか。

○参加者

様々な意見が出されているわけですがけれども、やはり全ての元になるのは、今参加者の方がおっしゃられた、いかに情報を素早く収集して、それをデータ化していくのか、そこが一番ポイントになっていくのかなというふうに思うわけでございます。そのことによって、期中改定もどのようにやっていったらいいのか、そういうこともできるようになると、ここがポイントだと思うんですね。それをまずしっかりとやっていただきたいなと思います。

そして、アメリカ型管理方式ということでございますけれども、この件に関しましても、26年度を使うのであれば、これはぶれが大きくなるので使えない。であれば、やはりこの期中改定、見直しというものをしっかりと道を残しておくということが重要だと私は考えているんですけれども、これを全くやらないとこの場で断じてしまうのはどういうことなのかというふうに思うわけでございます。

とにかく、その年の産卵状況がどういう状況にあって、スルメイカの状況がどのように変化していつているのかということを中心に理解しない、情報がない、そういう状況の中で判断するのはいかなるものかと思うわけでございますけれども、しかしながら、それを全くやらないというふうに道を閉ざしてしまうのも、これはまた問題であろうというふうに考えておりますので、その辺の見直しについて、改めて検討していただければ有り難いなと思うわけでございますけれども、いかがでしょうか。

○魚谷部長 ちょっと基本に立ち返って申し上げますと、この期中改定というものは、現在の資源管理、「新たな資源管理」の中でデフォルトの設定としてあるというようなことではないというのを、まず申し上げておきたいと思っております。

基本的に、期中改定というのは、ほかの資源でも基本的にはないものであります。もちろん、北海道の皆さんは御存じかと思っておりますけれども、太平洋のスケトウダラについては、資源評価の対象海域外から大量の来遊があった場合には、1万トンオンするという期中改定がありますし、あと翌年からの繰入れは、サバのようなもので導入しておりますが、それはきちっと根拠があった上で、しかも、基本的には使った分は翌年返すというような仕組みでのものとしてあるのみです。

スルメイカについて、期中改定が昔からあったわけではなくて、正に令和7管理年度に導入されたわけですがけれども、これの根拠としては、4枚目のスライドにありますとおり、

スルメイカというのは単年の資源で、翌年の予測が時に大きく外れるというところがまず1点。

そういうものに対応するために、令和6管理年度までの3か年は、資源のぶれに応じてTACもぶれさせるのではなくて、7万9,200トンで固定しましょうというやり方でやっただけですけれども、それがうまくいかなかったというようなことも受けて、令和7管理年度にこの期中改定ルールを入れたわけですけれども、一つはそういうぶれが生じる、大きなぶれがあるということと、もう一つは、資料等には明記はされていませんが、当時は秋・冬ともに低加入前提でバックワード・リサンプリングをやりましょうと。要は、もともと低めの加入を前提にシナリオの設定なりTAC設定が行われているという中で、そこは上振れの可能性が大きい、起こる可能性というのは無視できないだろうと。

要は、低加入を前提にしたシナリオなり、ABCなりから更に下振れする可能性というのは相対的には高くない。一方で、上に振れる可能性というのはあるんでしょう、ということで、これはいい加入があったときに上に変更するというところだけを想定したルール設定になっているということでもあります。

一方で、今回、案の③、米国方式を我々が示すに当たっては、そういうぶれのことに関連してどうこうするということなしに、こういった余裕のある数字が出てくるものということでお示しをしているということで、これは何度も繰り返しになって恐縮なんですけれども、予測が外れるとか外れないとか、そういった世界とは違う概念、違う考え方のものでお示しをしているということでありまして、これはもともとのオリジナルの米国での管理においても、こういった形、ざっくりした形でのTAC設定をした上で、更によかったら増やしましょう、あるいは減らしましょうということはやっていないということだと思います。

先ほど、ABCとして米国方式で出されるものよりも更にいい加入がある可能性はどれくらいあるんですかねというのは、示せるというふうなお話をしましたので、私から申し上げますが、案の①、要は、つまり水研機構が出している数字、これはTACが3.12万トンです。米国方式で出している数字は、6.84万トンです。

これはシナリオの考え方が全然違うので、その数字のみを比較することに意味があるのか、というのはあるかと思いますが、単純に数字を比較すると約2.2倍の数字が示されているということです。

2.2倍のTACになっているということは……

○参加者 ……ものが含まれた、全部含まれた数字としてあるということですね……。

○魚谷部長 すみません、どなたか、ウェブの方、マイクがオンになっているかと思いません。

すみません。説明を続けますが、要は、倍の数字ということは、裏を返せば案の①で予測している2026年の資源量が、秋・冬それぞれ倍、2.2倍の上振れがあったときの案の①の数字と同程度の数字が示されているということになります。

2.2倍の、予測から2.2倍の上振れは本当にどれぐらい起きるのかと言われれば、令和7管理年度の冬の数字を見ると、これは7枚目のスライドにあります、TAC算定に用いられた予測値、これが15万トンで、実際に漁期がほぼ終わって7年度の資源評価で掲載された推定値、これが32.5万トンですので、これも大体2.2倍ということになります。

ですので、今管理年度について言えば、2.2倍の上振れが冬生まれの系群には起きているということ、それは可能性としてはあるんだろうと。ただ、これが2年連続で起こる可能性とまでいうと、どうなのかというのはありますが、2.2倍ぐらいのぶれというのは生じると。一方で、令和7管理年度については、秋生まれについてはそういった上振れは起きていないということでもあります。

これは、秋・冬同時に起きる可能性というのも、どうなのかというのは考えてみる必要はありますけれども、2.2倍になるのかということについては、7管理年度の比較においては、そういったことをございます。

この予測がどれぐらいぶれるのか、予測がぶれると言うか、予測に対して資源がどれぐらい、実際の資源がどれぐらいあるのかということに対しては、4年前いろいろ検討した際に分析したものがあまして、ちょっとウェブ上にあるので映していただければ映してもらいたいんですが……。

第2回のスルメイカ、ステークホルダー会合の資料5というものがあるんですけども。

7ページ。これが、要は予測と結果、結果というのは最終的な資源評価結果、どれぐらいぶれるんですかねというのを水研機構さんの方で出していただいたもので、当時の目的としては、漁期中の調査がどれぐらい信頼できるのか、要はどれぐらいずれているのかというのを示したもので、そういう目的で作ったものでありますが、下のグラフを見ていただくと、ブルーの線が通常資源評価結果で予測をした場合の数字です。緑の線が漁期中の調査、この秋系群でいいますと、漁期中の7月に出てくる予測値で、グレー、黒丸が確定した数字ということで、これが資源評価における予測値と最終的な確定値がどれぐらいず

れているかというのを見ると、ブルーの線と黒丸を比較していただければ、それがずれています。上にずれたり下にずれたりするわけですが、ほぼ当たったりというのもあるんですが、これは2倍とかまではぶれていない、あるいは半分というところぐらいですかね、それぐらいのずれが生じていると。裏を返すと、3倍、4倍、5倍とぶれるわけではないと。そういった範囲での予測の精度になっているということです。

次のページ、8ページが冬季系群ですけれども、こちらについてもブルーの線で示している資源評価結果で予測した数字と、1年たって確定値で出てきたもの、黒丸。ブルーの線と黒丸を比べると2倍ぐらい、2倍以上の差というのはあまり出てきていないということです。

過去のこういった経験に基づいて言うと、近年は環境が非常に変化しているから、過去は当てにならないんだという考え方もあるのかもしれませんが、こういった過去の実績からすると、2倍を超えて更にいい加入があるというのは考えにくいということだと思います。実際、近年の大きな変化、例えば今年と言うか、令和7管理年度の冬系群について言えば、黒潮大蛇行が終わったこととの関係、検証はされていませんけれども、こういう仮説もあるわけですが、そういったものが仮に関係があったとして、あった中でも、せいぜい2倍、2.2倍ぐらいのぶれだったということでもあります。

ですので、軽々にこういうことを申し上げるのがいいかどうかというのはありますけれども、今、米国方式で示しているTACの数字というのは、加入が秋も冬も2倍程度、2倍を超えて上振れしたときに、仮にそれに基づいて期中改定した数字と同等ぐらいであって、それで更に増やす期中改定を保証してくれというのは、2.2倍以上の上振れが秋・冬同時に起きるんだというようなことで、それは少なくとも過去のデータからすると、そういうのは考えにくいですねという、これが皆さんにとって安心材料になるのかどうかというのはありますけれども、少なくとも管理をする側からすれば、そういった上振れが更に起きるんだという非常に楽観的な考えに基づいて、この漁獲シナリオのそもそものコンセプトに合致をしない期中改定をやります、というようなことは申し上げられないということです。

逆に、これを見ると半分になるというのは、過去の経験からすると予測値の半分になるということはあるということで、今、皆さんルールを入れてくださいと言われて、先ほど来、減る話もしているわけですが、半分に減るということもあり得る。しかも、それがタイミング的にはしっかりした確定値を使うという前提であれば、12月ぐらいにやり

ますよということなのですが、12月に減らすということの意味、あるいは12月が増やすということの意味ですね。ある漁業種類、あるいは地域によっては、「12月に増やされても何の恩恵もありませんよ」というのもあるでしょうし、12月に減らされたときに、「いや今、シェア見合いで減らすと超過状態になります」という可能性もある中で、そういうのを入れていいんでしょうか、というところは、我々としては責任を持ってやりましようとも申し上げられませんし、漁業者の皆さんも、「そういう時は超過になってもいいです」というふうには言えないのではないかと、いうふうに思います。

ちょっと過去のデータなので、過去のデータなんか頼りにならないんだという意見もあり得るとは思いますが、長年取ってきたデータの中で、これは数年、7年分の話ですけれども、近年の傾向としては、2倍もぶれることはなかなか考えにくいです、ということをお示ししたものでございます。

ちょっとすごく話が長くなって、もう途中で聞くのが嫌になったかもしれませんけれども、大事な話ですので御説明をさせていただきました。

どうぞ……。

○参加者 続けてもいいですか。

○魚谷部長 はい。

○参加者 科学的見地からいくとそういうことになるということで、ほぼほぼ大きなぶれはないであろうという、そういうことでございます。

しかしながら、我々は現場を預かる者といたしまして、余地というものをやはり残しておきたい。ほぼほぼないであろう、でも、現場ではやはり夢とか希望というものは物すごく大事なものでありまして、ここはやはり我々の組合の立場としてあり得ないんだと、漁なんかそんなにないんだと、こういうふうに決め付けてしまうのはちょっと心苦しいという、そういうところで、そういう気持ちを酌み取ってもらって、ほんの余地だけでも残してもらえれば有り難いなど、そういうふうに思うところでございます。

意見でございますのでお答えは結構でございますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○魚谷部長 もちろん漁期が始まって、どういう獲れ方になっているのかというのは我々自身もしっかりフォローしながら、要は、予測よりもよさそうだと、とか、悪そうだと、このを見ながら、漁期中にどうやって管理を円滑に進めていくのか、そこについては、今の考え方からすれば融通等をしっかりやっていくということに尽きるんだろうと思ってい

ますけれども、そこはしっかり漁期中の状況もフォローしながら管理をうまく回していくための工夫というのは、工夫なり努力というのは、水産庁も続けていきますし、各道府県の方でも、そういったものはしっかりフォローしながら、漁獲の状況というのはしっかりフォローしながら、というところは同じだというふうに思います。

では、どうぞ。

○参加者 どうもありがとうございます。

今、参加者の方の言われたことに私も同感であります。そして、まず小型いか釣りの状況から言います。小型いか釣り船は、1週間は漁に行きませんもんね。そして、今、燃油がリッター120円もする中で、少ししけても漁に行かないし、大体、月に10日から15日は休憩しますものね。そういう状況の中で、そして我々の漁業をしているときから見たら、もう全国で3分の1ぐらい、沿岸漁業者は減っております。

そういう中で、去年は採捕停止命令があったではないですか。あれはやはりショックで、こういうことがないように、今、部長が言われたとおり、海の中が、私は毎日こういうレーダーを取っているとですよ。水温が韓国、釜山のところまでイカが来ているとばってん、日本海に入ってこんどです。大体、近くまで来たらすぐ来るとですけど、2か月たっても入ってこないような水温に変わっているとですよ。

今年も産卵時期が去年と同様遅くなって、太平洋にまた獲れるかも分かりませんが、まだイカの姿を見ていないけん、イカを裂いたら雄と雌のあれが分かりますけれども、去年はもう4月時点で、太平洋に今年は獲れますよという、全いか協と県漁連と報告しておりましたものね。

そういうことで、私から言いたいとは、小型いか釣りは資源にマッチしていると思うとですよ。漁業に対しても、月に10日か15日、休憩するけん、その中で、やはり今、大変なんです。長崎県でも平成20年から今日まで64%、漁業者が離れてしもうたような状況ですよ。それでもまだ600隻ぐらいいますけれども、大変な状況に変わっているとですよ。

そういう中で、私は二度と採捕停止命令がないように、いい案を出していただいたけん、これを見たら令和3年に外国船が日本海に4,300隻入って、あれからもう資源が根こそぎ獲られて、来るイカが少なくなりました。それから、もうずっと底辺をたどっている。令和5、6年までは漁があってございましたけれども、それから外国船も頻繁に見えて、そして産卵場所までたどり着けんですよ。そういう状況で資源がやはり減ってきていると思うとですたいね。

だから、私からお願いしたいのは、小型いか釣り船の二度と採捕停止命令のないような、2トンあって期中変更させてもらえば、私は十分やっているとと思っているんですが、このデータを見たら、2トンあったら、結構漁があつているときでも再三あつていましたものね。こなしておりましたから、そこはどういう分け方をするか私は分かりませんが、もしよければ3案で期中変更をさせてもらえばいい。それはもうあまり言い過ぎかもしれないけれども、そうさせてもらったら、ここは、いか釣りの人たちはゆっくり商売できると思うとですたいね。小型いか釣りからの要望です。

以上です。

○赤塚室長 貴重な御意見ありがとうございます。

意見に対する回答については、既に説明したところですが、採捕停止命令を二度と起こさないという気持ちは既に参加者の方が属されている団体の中での議論に私も参加させていただいて、非常に感じる場所があります。どうやってそのことが実現できるのかというところは、水産庁の方も一緒になって汗をかいて考えさせていただきたいと考えています。

その一つが、米国がカナダマツイカの管理で採用している考え方をういた暫定漁獲シナリオを提案していることであると理解して頂きたい。そう思うところです。

ありがとうございました。

○魚谷部長 ほかにございますでしょうか。なければ、ウェブから。

まず、どうぞ。

○参加者 ありがとうございます。聞こえますでしょうか。大丈夫でしょうか。

○魚谷部長 しっかり聞こえております。

○参加者 まず議論の前提として、今日、参加されている皆さんとか、ステークホルダー全体で共通認識を持つ必要があるのが、今、我々がどこにいて、どこに向かうのかというのをはっきりさせることだと思うんですね。

今日も既に魚谷部長を始め皆さんからもあったんですけども、現状のスルメイカの状況というのが、冬季発生系群に関しては回復傾向にはややあるけれども、限定管理基準値をやや上回る程度で、目標管理基準は大きく下回っていると。同様に、秋季発生群に関しては、管理基準値を大きく下回っていて、目標管理基準値には程々遠い状態だというのが、今、現在地だと思うんですね。

となると、今、我々が議論すべきは、資源を回復させるということが最優先させること

だと思っんですね。その上で、今回提示された三つのシナリオがあるんですけども、①、②に関しては、今日の議論もなんですけども、期中改定ありきの議論になっていますけれども、令和7年で期中改定がされたときに、水政審の場で資源状況によっては増枠もあるけれども、減枠もあるというようなコメントを赤塚さんからいただいたのを覚えていませんし、ですので、今日の議論の中でも、期中改定がプラスにだけ働くというような認識は持たない方がいいのではないかな、と思ったんですよ。逆に言うと、期中改定を付記したことによって、資源状況によっては逆に減るということもあり得るのではないかなというふうに感じました。

3番目の今回のアメリカ方式に関して、正直、すみません、勉強不足だったので、前回この話が出てから僕なりにいろいろ調べてみました。それで分かったことが、今回、このアメリカ方式に関しては、資源が比較的安定しているときに使う手法であって、資源を回復させる必要のあるフェーズで使うべき手法ではないのではないかなというのが分かりました。科学的なリスク評価がないというところが一番の点です。

しかも、今回、水産庁さんが提示したアメリカのカナダマツイカの事例をよくよく調べてみたら、カナダマツイカが安定した資源であることだけではなくて、低利用魚だったり、分布域の一部でしか漁獲されていないという前提条件が付いていたので、現状の日本のスルメイカの今の状況に当てはめるのは、適切ではないと思いました。

加えて、水産庁さんが引用しているのは、恐らく2019年頃の文献で、これも調べたら、アメリカでは2022年以降、この単純な方式でのTAC設定は、やはりちょっと乱暴だということに使われていないようなので、つまり、今回アメリカ方式、アメリカ方式と言っていますけれども、実際には現在アメリカでは使われていない古い簡易的な計算式を持ってきて、科学的なリスク評価なしに高いTAC設定をしているように、何か見えてしまいました。

ただ、今日、水産庁さんの説明とかいろいろな議論を聞いていると、3番の方、6.8万トンの方向に向かっているというのをすごく感じていて、それは現状、冒頭申し上げたように、資源が危険水域にある状況下で6.8万トンという令和7年度の2.5倍もののTACを選択するということは、もし資源が減ったとき、更に減ったとき、誰が責任を取るのかなと、誰が未来世代に責任を取るのかなというのをすごく思っています。

もし資源が減ったときに、この選択をしたことを、皆さん、自分の子供とか孫とかに自信を持って言えますかというのはすごく思っていて、僕はとてもではないけれども、やは

りそれは言えないですし、子供たちとかに「あの時、ねえ、ちょっと食っていくためにしようがなかったんだよね」というふうにはちょっと言えないというのを、すごく感じます。

ただ、僕も決して、別に動物愛護主義者だとか自然保護団体とか、別に過激思想の人間ではなくて、やみくもに反対しているわけではなくて、うちもじいさんの代から三陸ずっと水産業に従事してきたんですけれども、今後も地域産業をサステナブルに未来の世代につないでいくためには、やはり資源全体をサステナブルにしていかななくては行けないと強く思っています。

今、三陸では、水産会社さんにすごく倒産が起きていて、理由はほぼほぼ資源不足、原料不足です。いろいろな考えるべきこととか配慮すべきこととか、いろいろあるんですけれども、やはり忘れてはいけないのは、産業あつての資源でなくて、資源あつての産業です。

スルメイカに関しては、獲り残せば再生産するのは分かっていますし、今、我々がやるべきは、本当に先祖からずっと受け継いできたバトンをちゃんと次の世代につなぐために資源を戻すというのが一番やらなければいけないと思っているので、そういったのも踏まえ、今の、今年、来年の目先のことだけではなくて、5年後、10年後、未来、僕らの子供、孫世代まで、どうやったら資源を残していけるかということ踏まえて皆さんと議論できるとうれいなと思っています。

以上です。

○赤塚室長 どうもありがとうございました。

率直な御意見です。それに対して、私ども、今回これを提案したことについて非常に重く受け止めます。

改めて、スルメイカの漁業法に基づくTAC管理の現時点で最善の形を今年議論していく中において、今、最大の課題となっている将来予測の難しさについては1回目を閉じようというところで、今回の提案があったということです。

その中で、やはり参加者の方がおっしゃったとおり、今のスルメイカの資源の現状において我々は何をすべきなのかというところで、令和8管理年度は期中変更ルールはなしとする決断、また、「直近の平均資源量」の選び方を3年にしたところが、我々の中で、そちらの方にバランスを置いた判断だったと考えています。ただし、だからと申して、今、参加者の方がおっしゃったことについては正にそのとおりだということは私も思うところがありますので、そういう点でもって、今日、この先の議論に向けた、とてもいい視点

だなどいうところについて、御意見いただけたことを感謝申し上げます。

あと、もう一点だけ、この機会に。参加者の方のお仕事と関係するのが、漁獲量が多ければハッピーということではありません。漁業活動には経済行為のところが多分にあると思います。経済行為、生産物をもって収入をどのくらい上げるのかという意味では、今、こういう状況であるからこそ、数量だけに目を向けるのではなくて、どうやって単価を上げていくのかというところをみんなで考えていくきっかけにもなるなど我々は思っております……

○参加者 正に、正にそこはすごく思っているところで、今、おっしゃるとおり、数量掛ける単価なので、数量が落ちているときには、いかに単価を高い獲り方をするだとか高い時期に獲るだとか、どうやって数量の部分をカバーするかという、どうしても今、日本のTACの考え方だと、数量だけで単価のところは一旦置いておいているので、どうやったら掛け算が最大値になるかというのも、是非、その議論の材料には必要だと思うので、これから議論させていただけるとうれしいなと思っています。

○赤塚室長 ありがとうございます。ステークホルダーの方々、漁業者の方はもちろん、引き続き中心になるものですが、加工の方、流通の方も含めてスルメイカという資源の生産量どうやって最適化させていくのかというのは、今年、ステークホルダー会合をまた開催させていただきますので、一つのテーマとして議論させていただければと思います。

ありがとうございます。

○参加者 ありがとうございます。

○魚谷部長 続きまして、どうぞ。

○参加者

音声、届いていますでしょうか。

○魚谷部長 はい、聞こえております。

○参加者 ありがとうございます。

まず本県の状況を共有させていただきますと、今年度、スルメイカの採捕停止命令を受けまして、昨年11月以降、県内の関係する漁業者の皆さんと意見交換を重ねてきました。令和7管理年度をどうやり過ごすかとか、あとは、この後の議題であるかもしれませんが、令和8管理年度以降の県内の管理をどうしていこうかというのを、今、議論を正に重ねているところです。

こういった議論の中で、水産庁さんも同席をさせていただいていたところもありましたので、状況は重々御承知かと思いますが、今回の採捕停止命令は、本県にとっては盛漁期を前にしたものでありまして、特に他県でイカが大漁だったということもあって、かなり1月以降の漁を楽しみにされていた方がたくさんいらっしゃいまして、漁業者の皆さんは大変ショックを受けていたというところではあります。これは他県も同じ状況かとは思いますが、令和8管理年度以降、採捕停止命令がまた発出されないような柔軟な管理を求める声が根強いというのが県内の状況であります。

そういった状況もありまして、話が戻ってしまって申し訳ありませんが、先ほど出席者の方から、米国管理方式の直近の平均資源量の見直しについて御提案があったかと思いません。

この提案については、スルメイカが単年性の資源であって年変動も大きいということもあって、直近の漁模様をどう反映させるべきかというところで、3年ではなくて2年がいいのではないかという御提案で、個人的には資源の性質を捉えた非常にいい提案だったかなと思えました。賛同できる場所がありました。

一方で、ただ、これまで赤塚室長と魚谷部長に丁寧に説明を頂きまして、米国管理方式の直近の平均資源量を2年ではなくて3年取るべきという、水産庁さんのお考えも十分に理解をできたところではあります。

これを踏まえまして、今後の検討課題といたしますか、意見、コメントにはなるんですが、今回の漁獲シナリオというのは、あくまでも令和8管理年度の暫定的なシナリオを検討する、そういったものかなと思っています。

令和9管理年度以降のシナリオがどうなるかというのは、これから1年しっかり議論を進めていただけるということで御説明を頂きましたが、令和9管理年度以降、もしかしたら二度と米国管理方式というやり方が採用されないのかもしれませんが、先ほどの議論の中でも結構出てきたと思いますが、スルメイカの資源評価が難しいというところがありました。漁業者を始め、行政の、我々も含めて、スルメイカの資源評価の精度が向上するというのは皆さん期待をされているところかなと思いますので、実際スルメイカの資源評価の精度が向上したときに、かつ、米国管理方式というやり方をもう一度使うという場面が出てきたときに、この基準年の獲り方、北海道のいか釣協議会から御提案を頂きましたが、そのとき、資源評価の精度が向上したときに、例えば3年ではなくて2年で取れるのではないかと、そういった議論をまたできたらなと思いますので、今後の検討課題とし

てコメントをさせていただきました。

以上です。ありがとうございました。

○赤塚室長 どうもありがとうございました。

個人として立場と、国とともに責務を負う県の職員の立場の二つが入り混じった御意見と受け止めました。都道府県は、国と同じく水産資源の保存及び管理を適切に行う責務を有しています。一緒の責務を持って、一緒になって漁業生産力の発展に向けて頑張る非常に心強いパートナーですので、是非一緒に、今日会場に来られている方、ウェブで参加されている方も議論させていただければと思います。

ありがとうございます。

○魚谷部長 それでは、続きまして、どうぞ。

○参加者

聞こえていますでしょうか。

○魚谷部長 はい、聞こえております。

○参加者 先ほどからうちの組合長と、今、県の方も言われていました。いつもクロマグロとかスルメイカとか、資源管理には協力いただいております。

先ほどから北海道の方たちが、令和8年管理年度の漁獲シナリオについて、TACの期中変更をということで要望されております。北の方ばかりが言ってあるように感じましたので、九州のいか釣り漁業者の意見として、今、ここでたくさん漁業者も来ておりますので意見として述べさせていただきます。答えは、もう水産庁の赤塚室長より答えを頂いておりますので、意見としてお聞きください。

今年11月にスルメイカの採捕停止命令を頂きました。それで、今回シナリオ案で6万8,000トンの新しい3案を今度提示していただいております。この中で、どうしても1年かけて小型いか釣りも全体で管理をしますので、また、先ほど組合長も申しておりましたが、再度、令和8年度に採捕停止命令が出たとなると、大変、漁業者は困惑します。

ですので、先ほど北海道の参加者の方が言われておりましたが、ある程度TACの期中改定に関する柔軟なニュアンスで付けていただければ、もし万が一、不測の事態が起きたときに、また対応できるのではないかと私どもも考えておりますので、御一考をよろしくお願いします。

答えは頂きましたので、大丈夫ですので、意見としてお聞き願えればと思います。

以上です。

○魚谷部長 ありがとうございます。

続きまして、どうぞ。

○参加者 ありがとうございます。

声、聞こえていますでしょうか。

○魚谷部長 よろしくお願ひします。聞こえております。

○参加者 ありがとうございます。

よろしくお願ひいたします。

今回のTACの数量設定に関しては、結構、今、6.8万トンの方向で話が進んでいることは、ちょっと驚きを持って聞いております。

皆さんが一番御存じだと思うんですけども、10年以上前はもう10万トンレベルで水揚げされていたものが、近年3万トン、2万トン、2万トン、1万トンというレベルでの漁獲量になっている状況で、ようやくそれが3万トン近くまで獲れたねというところだと思うんですよね。このときに漁獲圧を強めてしまうことで、本当に資源を獲り切ってしまうのではないかなというところをすごく恐れています。

正直なところ、TACの設定で枠を伸ばすよりも小型の方々のコメントとかもありましたけれども、それぞれの漁法に応じた枠の設定であるとか、都道府県間で不公平感が生じないような設定の仕方であるとか、そちらを議論すべきであるかなと思っていて、枠をいかに大きくするかというところの議論や期中改定に議論が終始するというのは、本当にイカがいなくなってしまうのではないかなと正直感じています。

僕も周りにはイカも含めて漁師仲間がたくさんいるので、今年は本当に助かった、イカのおかげでという声もあって、そんな中で、いや、TACはもうちょっと厳しい方がいいのではないかというのは、正直、あまり言いたくないコメントなんですけれども、むしろTACの枠を大きくするよりも、今、たまたまかもしれないですよね、数量が回復傾向にあるのをもう1年、できればもう2年、様子を見える期間を、TACを厳しい数字に設定したまま設けて、本当に資源が回復してきたねというところが、資源評価は難しいというコメントは皆さんから何度もありましたので、持つべき姿勢かなと思いました。

とはいえ、非常に苦しい漁業環境の中で、ただ漁師さんたちに我慢せよというのは絶対よくない話だと思うので、獲り控えをするときに、その中で得られなかった収入をどのようにカバーしていくかというところの制度であったりとか、そちらの方の議論をするべきなのではないかなと思っていて、TACを単純に6万8,000トンというのは、ちょっと非

常に不安を覚えたということだけコメントさせていただきます。どちらかという、シナリオ①、②が、せめて現実的な設定枠なのではないかなというふうに考えています。

以上です。

○赤塚室長 どうもありがとうございました。

非常に重い意見だということで、提案した側として受け止めさせていただきたいと思えます。

最近、私は現場である方から聞いたのが、最近全ての魚が痩せてきているということがあって、原因の一つに、スルメイカが少なくなってきたことも関係しているのではないかなというお話でした。スルメイカとクロマグロの関係については、水産機構の方からクロマグロは非常に日和見的に餌を取っているとの見解を頂いているところですが、単にスルメイカが減っただけではなくて、スルメイカを食べているほかの魚の太り具合とか、そういうものにも影響が出ているのではないかな。そういうことを考えても、資源が回復基調にあるスルメイカをどうやって漁業とのバランスを取りながら残していくのかということが重要になります。

そして、そのような中で、今回、我々が提案する内容、相応の覚悟をもってこれを出したことについては、今日、共有できればと思っております。

繰り返しになりますが、水産物の価値を高める活動されている方と承知した上で申し上げます。数量が抑制的などときにはなおさら、生産物、魚をどうやって高く売っていくのかというところが大事になってきますので、ステークホルダー会合の議論と一緒に参加して頂きたいと思えます。

どうもありがとうございました。

○魚谷部長 続きまして、どうぞ。

○参加者 御指名ありがとうございます。お世話になります。

ちょっと先の話質問させていただきたいんですけども、今日のステークホルダー会合は、今年の暫定的なシナリオを議論しているということであって、令和9管理年度以降は、また改めてということは、理解はしているんですけども、今回、提案をいただいている米国管理方式のシナリオというのは、R9管理年度のシナリオを検討する上で、これもその一つの手法として残していくお考えがあるのか、それとも、もう令和9管理年度からは、通常のMSY理論に基づくシナリオというものに限定して議論をしていくのか。その辺のR9以降の考えについて、何か、今、お持ちのものがあれば教えていただけないで

しょうか。

以上でございます。

○魚谷部長 ありがとうございます。

少なくとも現時点においては、米国方式というのは、1年間の暫定シナリオとしては使えるでしょうという考え方でお示しをしているものであります。

令和9管理年度以降をどうするかということについて、この時点であまり予断をするようなことは申し上げない方がいいように思いますけれども、完全な白紙かと言われれば、先ほど来、赤塚室長も申し上げているとおり、今日の資料で言えば、何ページですか、令和9管理年度以降に向けて、期中改定の基準なりなんなりというのは検討を進めていきますよと書いてあるということは、通常ベース、プラスの期中改定、期中改定のルールをしっかりとするというのとは一つの考え方として、真っ当なというか、基本的な形というか、あるいは漁業法の規定に準じた形と言えるのかもしれませんが、そういった形というのは、一つ、現時点でも方向性としては見えているんだろうと思います。

ほかにどういう形なりがあり得るのかということについて、現時点でこういうものを考えていますというのは、正直申し上げて具体的なものはございません。

以上でございます。

○参加者 ありがとうございます。

いずれ法に基づいてMSY理論に戻っていくということは、理解はしているんですけども、R9以降の管理の中で米国管理方式とかも暫定的に使っていくという方法も、もしかしたら必要になるかもしれないということで含んでおいていただけるといいなと思います。

意見として申し上げます。ありがとうございました。

○魚谷部長 御意見として承りました。

続きまして、ウェブの方、まだ手が挙がっているようですが、再度のコメントということなのか下げ忘れということなのか、いずれでしょうか。

○参加者 すみません、下げ忘れです。ごめんなさい。

○魚谷部長 分かりました。

続きまして、どうぞ。

読み上げていただきます。

○猪俣係長 チャットでいただいているものを読み上げさせていただきます。

よろしく願いいたします。質問が二つございます。

一つ目ですが、ただいま提示されましたカナダマツイカに対する米国の管理方式に関してですが、カナダマツイカの学名についてはイレックス・イレセブローサスでしょうか。事実関係の確認のために御教示いただければ幸いです。今、分からないようでしたら議事録に学名を記載いただければ幸いです。

二つ目ですが、カナダマツイカに対する米国の管理方式に関して、ABC、イコール、過去最高漁獲量、掛ける直近の平均資源量、割る過去最高漁獲量年の資源量と説明されていますが、このABCの算定方式、すなわちABC、イコール過去最高漁獲量、掛ける直近の平均資源量、割る過去最高漁獲量年の資源量、が明示されている米国の資料名を御教示ください。恐らく米国の中部大西洋漁業管理委員会の文書かとも存じますが、もしそうでしたら、そちらの文書名を御教示ください。こちらについては、今分からないようでしたら、今日の議論のため今日中に御教示いただき、併せて議事録にその文書名及びその文書のリンク先を本文若しくは脚注に明示ください。ありがとうございました。

ということです。

○魚谷部長 この点については、水産機構から何かお答えできる部分はあるでしょうか。

○大島部長 ありがとうございます。

ただいまの参加者からの二つ目の御質問に関しての、つまり、ABCといえますか、漁獲量を算定するための計算式ですけれども、こちらは先ほど魚谷部長の方から説明があった令和3年度の時のあちらで、我々の方で検討いたしまして、ああいった形で数式を提示させていただきました。

ですので、今、文献が、一応文献といえますか、資料がございますので、これは今すぐではありませんけれども、適宜お示しできればなと思います。ありがとうございます。

○魚谷部長 ありがとうございます。

では、どうぞ。

○参加者 どうもありがとうございました。

聞こえていますでしょうか。

○魚谷部長 聞こえています。

○参加者 どうもありがとうございます。

お答えいただき、どうもありがとうございました。

このシナリオについてのコメントについてですが、シナリオ①、②にすべきという参加

者の皆さんの御意見に全面的に賛成いたします。この米国方式なるシナリオは、私の調べた限り、少なくとも現在、使われておりません。米国のカナダマツイカのABCの決定は、漁獲死亡、割る自然死亡、イコール3分の1を超過する確率、及び獲り残しが50%以上になるという2点を基準にして設定されているように見て取りました。もし間違っていたら申し訳ございません。

少なくとも、現在、ここのシナリオに提示されているような形では示されておりません。そうした意味で、このシナリオは米国方式とは到底呼べないので、極めて強い懸念を表明せざるを得ません。

どうもありがとうございました。

○魚谷部長 ありがとうございます。

この米国方式、管理方式というのは、何と言うんでしょうか、我々が便宜的に呼んでいるというだけでありまして、今も米国で使われているとか、そういうことではないというのは申し上げておきたいと思います。

いろいろな御懸念については、水産庁も十分理解をした上で、この方式によるシナリオを出しているわけでございますけれども、これは、米国が使っているから、これを提案しているということではなくて、過去最高年の漁獲年の漁獲割合で獲るということ、そういった形の考え方自体は、それはおかしくない。少なくとも、繰り返しになりますが、1年間の暫定シナリオとしては使えるという認識で出したものでございます。

繰り返しになりますが、アメリカがやっているからこれでいいんだ、ということではなくて、過去アメリカにおいて、米国において採用されていた方式の考え方として適用し得るという判断の下に出しているものでございますし、あと、これについては、水産機構の名誉のために申し上げておきますが、これは水産機構のお墨付きを得た上で出しているものではありません。これは4年前に検討の俎上に載ったものとして、我々が、こういうやり方、考え方があるということを前提に、管理側の判断としてお示しをしているというものでございます。御意見については承りました。

ほかになれば、ちょうど12時半になりました。この後、幾つかまだ事項があるわけですが、この辺で一度休憩というか、1時間のお昼休みに入りたいと思います。

それでは、1時半に再開をしたいと思います。

1時半からは次の項目に行きまして、TAC期中変更ルールを導入しない理由、ではなくて……、すみません、国の留保の関係、この項目からの議論を再開したいと思います。

それでは、1時半までにお戻りいただければと思います。

それでは休会します。

午後0時31分 休憩

午後1時30分 再開

○魚谷部長 それでは、1時半になりましたので、会議の方を再開させていただければと思います。

午前中は、漁獲シナリオについての御議論ということでございましたが、午後は、まずは国の留保に関する点からということでございます。

国の留保に関する水産庁の案としては、国の留保は必要最低限ということで200トンということで、基本は当初配分の中でやっていただくのがよかろうと。75%ルールというのは使わないということですが、前回のステークホルダー会合での定置、待ちの漁業に対する配慮ということで何かやってほしいというお話がありましたので、それを受けまして、今管理年度の小型するめいか釣り漁業の超過分、これは差し引く必要があるわけですが、この超過分のうちの令和8管理年度に差し引く分について、これは一旦、国の留保に繰り入れた後に、当初配分のシェアで数量明示の道県、知事管理分に定置は含まれますので、前回の会合におけるリクエストを受けまして、こういった取扱いを前回の案にプラス、追加したという考え方でございます。

これにつきまして、御質問、御意見のある方は、午前中と同じように挙手又は手を挙げる機能、チャット機能で発言の御意思を表明いただければと思います。

どうぞ。

○参加者 今、説明があった件なんですけれども、資料4の別紙にある知事管理分の数字というのは、これを足す前という理解でよろしいのでしょうか。

○魚谷部長 はい、これは足す前の、単純にシェアを計算して配分するとした場合の直後の数字ということで、これに、今、御説明した超過分の扱いに関する調整が加わるという考え方でございます。

○参加者 分かりました。

○魚谷部長 では、どうぞ。

○参加者

去年は盛漁期に突然のストップがかかって、かなりの損失を得たわけですが、今回、いろいろ配慮していただきまして、ありがとうございます。

留保枠は全然なくなって、75%ルールもなくなって、それでTAC自体はかなり増えたんでしょうけれども、もし去年みたいな突然の大きい来遊があって、また去年みたいな事態になった場合には、何かほかの助かる道というか、そういうのはあるんでしょうか。

○赤塚室長 ありがとうございます。

今回、お示ししたものでやっていくということに尽きると思います。暫定漁獲シナリオの下で非常に大きな数字をTACとして設定したことと、国の留保を少なくした分を、当初配分量に上乗せしたことです。その中でやっていただく。

午前中を振り返って、現状どこにいてどこに向かうのかということについて共通の認識があったかと思います。スルメイカの現在の資源状況は、皆さんも御存じのとおり、長い長い冬の時期を過ぎて、ようやく回復の兆しを見せている。それは正に漁業者の皆さんが待ち望んできたことであり、それを何とか漁業を続けつつ、未来につないでいこうという認識です。

そういう中で、今回の想定を超える発生があった場合にはどうするのかということに対する直接的な回答を申し上げれば、それは、せめてその分はスルメイカの資源回復に回して、大切なこの資源を未来につなげていきたいと思います。そのような思いで私どもは今回の提案を出しているところです。

○魚谷部長 補足で申し上げますけれども、そういう場合の何らかの措置という意味では、「融通」というものはあるかと思います。

要は、去年の秋の状況のように、いろいろな漁業種類で獲れていると。定置については、特にその時は獲れないけれども、通常年との比較においては、これから獲れるだろうと思われるときというのは、結局、令和7管理年度においては「75%ルール」による配分の回数制限をしたわけですが、回数制限するということは、いろいろな、「75%ルール」は出る数字が変わりますので、一概には言えませんけれども、実質、回数制限するということは、当初配分で全部配ってしまうということと同じような意味合いになるかと思います。

一方で、全ての漁業種類が獲れない時ということについては、そこは融通というのがあり得て、実際、7管理年度について言えば、前回の会合でも申し上げましたけれども、中型いか釣り、大臣許可いか釣り漁業の方々の御理解も得て、漁獲の状況からすれば、この時点でもう使っていただいと、かなり早めに御判断をいただいて、中いか、大臣許可いか釣り用にとっておいた留保をリリースしていただいて、皆さんへ配分したという経緯がございます。

その際に、今日も出席されていらっしゃるけれども、水政審の委員もやられている参加者の方から、そのときは融通ではなくて、その分の留保をリリースしていただいたという形ですけれども、そのときのコメントとして、参加者の方から、「今回、こういうことをやったのは苦渋の決断であって」という話があった上で、「こういうのが今後、融通とか、困ったときに助け合うということにつながれば幸いに思う」というようなコメントがあったと記憶しております。それに対して、水政審のほかの委員から拍手もあったと記憶しております。

なかなか、これまで、このスルメイカはいろいろな経緯もあって、融通というのはなかなかやっていただくのは難しいだろうという考えでございましたけれども、正に今年度の、本当に切羽詰まった状況の中で、そういった、お互い助け合うというような、私自身は日本人的なやり方だと思いますけれども、そういったもののきっかけができたということで、来管理年度がそういう状況であれば融通というのはやっていただけるのであろうと、私自身は強く期待しているところでありますし、また、5ページにある国の留保に関するポツの4点目、大臣管理区分においては、消化が進まない場合に云々かんぬんと、要は留保に預けておくことができるというような規定もあって、その辺については、大臣許可いか釣り漁業さんの方では、この仕組みを前向きに使っていただけるというような意向もあるやに聞いております。

そこは、当然、その漁獲状況に応じて、ということなので、それは必ず出てきますよというつもりはないんですけれども、そういう助け合いの精神の下に、こういう新たな仕組みの活用を検討されている向きもありますので、そこについては是非、漁業者の皆さんは自分の管理区分なり道県の漁獲が積み上がりそうにないというときには、積極的にこういう融通に対応していただきたいと思っておりますし、水産庁としても間を取って、何とかならないのかという調整については、当然、汗をかいていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○参加者 分かりました。よろしく申し上げます。

○魚谷部長 ほかに。では、そちらの方。

○参加者

まず、数量明示県に対しても配慮をしていただいたこと、こちらについて感謝申し上げます。その上で、前回の会議でも申し上げましたけれども、宮城県としては、漁獲努力量をコントロールすることのできない定置網の想定外の漁獲に対しては、やはり何らかの制

度があるべきだと考えております。

今回、今年度の超過分をといるのを数量明示県に配分していただけるということですが、それは機械的な配分であって、その量が定置網に対しての十分な備えになっているか、そういうふうな数的な根拠はないものだと思っています。

そのような中で、当初配分をしましたので各県の責任であとは管理してくださいと言われるのは、違和感があるとも感じております。ただ、時間的な制約もあるとも思っていますので、まずはこの案でいくのかなとも思っていますし、県の方としても、今現在、県内の関係漁業者さんと話合いを進めています。

当然、来年度の漁獲可能量を守ることに、そこについては当然やっていただきます。獲る漁業の、うちの県で言えば底びき網の、小型底びき網の方々には、そこは徹底してやってもらいます。その上で、定置網のそういう大量来遊のための配慮として、獲る漁業の方々には、当初配分の中で我慢をしてもらって、県の中の留保枠みたいのも設置したいと考えております。

では、その県の中の留保枠は、どういうふうにそこを配分するのかというのは非常に悩ましいところがあって、まずは過去10年程度の実績を見ながら、これぐらい安全を見れば出せるのではないかと、そういう調整をしているのですが、今年、北海道さんや岩手県さんのように、これまでの実績では予見できなかったような大量の定置網の来遊というのがあったかと思えます。そういうときには、県だけの努力では非常に対応が難しくなるなとも感じております。

先ほど部長さんの方から、積極的に国も融通調整について汗をかいていただけると御発言がありました。正にそこなんですけれども、県と業界も努力しますので、想定外の定置の大量来遊などがあったときには、県以外の管理区分の方々の調整について御協力いただければと思っています。

以上です。

○赤塚室長 ありがとうございます。

まず今回の事態に対する対応、また「数量明示」化に向けた事前の調整を含めた県庁の努力に対して、心から感謝申し上げます。

その上で、違和感については、これまでの留保の運用は非常に漁業の実態に合っていたので、本日の議論の中でも維持を求める意見が出ておりました。他方、令和7管理年度のスルメイカTAC管理では、留保からの追加配分を巡って、今必要なグループと、これか

ら必要になる可能性があるグループとの間で議論がありましたので、今回そういう留保は最初に全部配分し、当初配分に上乗せする、仮に配分数量がひっ迫する場合には融通で乗り切ることとしました。融通については魚谷が申しましたとおり、水産庁としても間に立っての調整、汗をかきますので、改めて私の方からも、融通の調整が円滑に進むよう努め、一緒になって資源管理していきたいと思えます。

ありがとうございます。

○魚谷部長 ほかに。

○参加者 本日も御説明ありがとうございました。

今の発言と重複する部分もありますが、先ほどの参加者の方の御発言も含めて、ちょっと私の方から補足というか、させていただきたいと思うんですが、まず、さっきの超過分の留保枠を前回のステークホルダー会合で定置業界の方から発言した配慮の部分を考慮して、都道府県の方に配分するという明言をこの場で頂いたということに対して、非常に有り難いなというふうに思っています。

ただ、今回のその措置というのは超過分があったから実現するようなもので、更に次の令和9年度に向けては、また一つ、一から考え直さなければ、根本的に考え直さなければならぬことなのかなというふうに思っています。

前回のステークホルダー会合の時にもちょっと発言させていただきましたが、今年、北海道内で唯一、採捕停止命令が出ていない状況の中で、ほかの地域に配慮して自主的に定置漁業において採捕をしないというふうなことをしていただいたと。それを実際に現地で、私を含めて現地の振興局で定置の漁業関係者に直接自粛していただきたいというふうにお願ひした立場として、やはり定置漁業の特性に配慮した枠組み構築というのは非常に大事なところだということに思ったところで、結局、今、そういうふうにして定置を止めていただきましたが、北海道全体としては、結果として今、漁獲枠としては未消化の部分もあるということで、そういう部分でも、この数量管理の難しさというか、あのとき自分が止めてくださいと言ったことが果たして正解だったのかどうなのかということも、お願ひしたその日から今に至るまでずっと僕は自問自答していると。何が正解だったのか、もっとやり方があったのではないかという思いでいっぱいです。

だから、ちょっとそういうような思いというものは、この数量管理を指導する行政機関はそうですし、定置漁業の皆さんは当然のこと、二度と繰り返さないというような枠組みにしたいというふうに思っておりますので、令和9年度に向けて、スルメイカのTACの

在り方自体の検討を進めていくということですので、先ほどから言っている定置漁業の特性に配慮した取扱いの構築も合わせて、関係者皆さんで協議を進めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○参加者 すみません、

今、参加者の方からもありましたが、北海道では、やはり令和4年から数量明示となった際に、突発的な入網、漁獲に対して、それに備えた75%ルールというものを用意していただいて、待ち網漁業に配慮した留保設定を頂いてきたところでございます。

皆様御存じのとおり、近年、海洋環境の変化等に起因した予測できない来遊の局所的な偏りですとか時期的な偏り、こういうのが顕在化してきてございます。昨年には、説明のとおり、道内は盛漁期に急激な漁獲積み上がりによりまして、定置漁業につきましては、採捕停止という前に自粛の措置を取らざるを得なかったというところでございます。

道内について言いますと、全道的に待ち網漁業、定置網漁業を着業しておりまして、特に秋サケの来遊時期にとっても、スルメイカの入網という状況というのとはございます。

今後のTAC管理におきましては、操業を止めずに適切な対応をしていくためには、留保枠の確保ですとかルールに基づく追加配分、こういうものは、やはり重要なものと考えてございますので、その点につきまして、ちょっと意見をさせていただきたいと思えます。

よろしくお願いいたします。

○赤塚室長 どうもありがとうございました。いただいた意見につきましては受け止めつつ、漁業法では国と都道府県は水産資源の保存及び管理を適切に行う責務を有すると定めています。スルメイカの持続的利用の確保に向けて、繰り返しになって恐縮ですがけれども、正に底辺から回復しようとする日本の漁業にとって、日本の水産業にとって大切な資源をいかに後世に伝えていくのかということについて、いろいろと協力をいただきたいと思います。

具体的例として二つ挙げさせていただきます。一つ目が、魚谷の方から申しました「融通」という行為です。これは正に、もちろん我々、調整が円滑に進むよう協力しますがけれども、都道府県の間に関係が非常に大事になってまいります。是非、北海道庁の方として、他の府県の方との間でふだんからコミュニケーションを取っていただきたいなと思えます。

もう一つ、御発言の中にありました実際の御苦労の経験というものから、学ぶべきことがあると思えます。担当者間でいろいろ話す場等がありますので、情報共有、経験共有。

他の府県にとってそれはすごく役立ちますので、是非豊富な知見、いろいろな経験を共有していただければと思います。

最後になりますけれども、私もいろいろTAC資源の管理に関わっている身とすれば、スケトウダラの日本海北部系群の資源回復に向けた努力、そのときの成果、それは、北海道は誇ってもいいものだと思うんですね。やはり是非そういうことを北海道の皆さんはできるということは、スルメイカでも一緒になってやっていければ。もちろん私たちができることはサポートして、一緒になって資源管理をやっていきたいと思いますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

○魚谷部長 それでは、どうぞ。

○参加者

私の方からも、皆さん言われていますけれども、待ち網の部分についてお話をさせていただければと思いますけれども、まず国の方で留保枠に各漁法に上積みした上で、融通措置もいろいろ対応していただけるということで、大変力強く思っているというところでございます。

もちろん、スルメイカについては、当然、どの漁法も重要なんですけれども、やはり待ち網については、定置の特性だとかをしっかりと考えていく必要があるというふうに考えております。

先ほど赤塚室長の方から、どこを目指していくのかと、スルメイカ資源のどこを目指していくのかというお話もありましたけれども、ただ、定置について言うと、この間、マグロがTACで漁獲規制になりと、それから、今後、ブリも漁獲規制も場合によっては見込まれるという中で、今回、スルメイカの話が出てきたという中で、しっかり待ち網に対する資源管理の在り方、ここを真正面から対応を考えていただきたいなというようなお願いでございます。

以上です。

○赤塚室長 御要望があったということで、またいろいろ議論させていただければと思います。ありがとうございます。

○魚谷部長 ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○参加者

先般1月14日にも出席させていただいたんですけれども、数量もさることながら、期別管理の考え方なんですよね。今、北海道の方から提案として出ているのが、4月から11月、

12月から3月、これが4月から11月が91.1%で、12月から3月までが8.9%、この割合で管理をしてほしいという要望が上がっていると思うんですよ。

ただ、こういう要望が上がるのはいいんですけども、結局、先般、私が1月14日に来たときに言ったように、カウントの仕方ですよね。各漁協、旅に行っている船、個別の船、そのリアルタイムな数量管理ができれば、こんなもの俺は必要ねえと思うんだわ。その数量管理したものを、あと今年11月までは何%残っていますよ、そのほかの月はあと何%残っていますよとかリアルタイムで分かれば、誰も苦労しないと思うんですよ。

その数字がはっきり見えないものだから、みんな恐らく迷っていると思うんですよ、いろいろなことに対して。業者さんもそのとおりだし、釣りにしても定置にしても、トロールにしても、皆さんそういう思いはあると思うんですよ。

ですから、極力、もうリアルタイムで集計できて、我々個人個人がしっかり把握できるようなシステムづくり、体制をしていっていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○魚谷部長 ありがとうございます。

今、あくまでも国の留保に関する議論をしております、今、おっしゃったのは小型するめいか釣り漁業の中の管理をどうするかというお話だったと思います。

もちろん、するめいか釣り漁業の今管理年度の超過の問題との関係では、しっかり漁獲量を迅速に把握する仕組みというのは必要で、それは来管理年度に向けて小型するめいか釣り漁業者の皆さん、あるいはその団体、あと水産庁の方でしっかり4月からある程度運用ができるように、これから準備なり、準備のための検討というのは続けていきます。

一方で、この留保の問題については、やはり先ほど来、待ち網の特性というのがあって、来るときは一気に来るという意味では、既に定置の方では、漁獲量の実績把握というのはしっかりなされている道県が多いというふうに考えておりますけれど、そういう一気に来るときは来るという意味での配慮をお願いしたいという前回のステークホルダー会合での御意見を受けて、こういった形での超過分を配分するという形、あるいは配分した後の融通の促進なり、間の調整を水産庁でしっかりやっていくということについて、定置関係者の皆さんからは、ある程度理解はいただいたのかなというふうに、これまでの議論では思いました。

ほかにございますでしょうか。留保の関係ですけれども、よろしいですか。

ウェブもないということですので、それでは、この留保の問題に……

○参加者 もう一つ、いいですか。

先ほど言った数量の管理のことなんですけれども、結局、これは水産庁が責任を持つんですか、いか協が責任を持つんですか。どちらですか。

○魚谷部長 基本的に、漁獲報告というのは各漁業者が負っている義務、法律に基づいて負っている義務でありまして、その法的義務との関係では、通常は翌月10日、水揚げから翌月10日ですので、それ以前にしっかりタイムリーに集めるということについて、それは、法的義務を誰が負っているかということとは別だと思えます。

一方で、基本的にその管理区分、一つの管理区分の中で自主的な管理を行う、要は配分を超えないようにするという点については、これは漁業者自身、あるいは漁業者の管理というか、管理統括する団体でどこまで、どういうふうにやっていくのかというのは、責任はそちらにあると思えます。

一方で、それについて、小型するめいか釣り漁業の隻数だとか、旅船の存在だとかの関係からすれば、しっかり、そこについては水産庁として、側面支援というか後方支援というか、そういったことはやっていく必要があると思っております。

そこは、ほかの管理区分なりの状況を考えれば、それは漁業者、あるいは漁業者団体の方でしっかりタイムリーに漁獲量を把握して消化がどのくらいまで進んでいるから、こういう管理をしましょう、ブレーキを踏みましょう、あるいは止めましょうというような努力というのは、各団体が主導して漁業者の皆さんはやっているということですので、それとの並びで言えば、基本的には、小型するめいか釣り漁業者、あるいは漁業者団体の方でどうやっていくかということに責任を負うと、それに対して水産庁がしっかりサポートしていくと、そういう関係にあるというふうに理解をしております。

○参加者 いや、ちょっと待ってください。おかしいではないですか。最終的に停止命令を出したのは水産庁ですよ。どうですか。

○魚谷部長 はい、そこは停止命令というのは法に基づいて出すものでありまして、それは超過した、あるいは超過のおそれが著しく大きいときに出すということに、文言上は出せるということなんですけれども、なっております。それは各漁業種類、管理区分ごとにそういう超過が起きて、採捕停止命令を出されるような状況に至らないようにするために、各漁業者の皆さんは、団体ごとに努力をされているということだというふうに理解をしております。

そういう中で、小型するめいか釣り漁業についてだけ、水産庁が責任を持ってデータを

集めますということにはならないというところが、基本的なところかと思えます。

○参加者 いや、でも違反行為をすれば、最終的に決定権というのは水産庁が持っているではないですか。だったら、水産庁の方でもきちっと、全国のいか協なり道のいか協、県のいか協、それに対して行政として介入して、徹底的に管理すればこういうことは起きないと思うんですよ。

○魚谷部長 はい、ですので、「介入」という言葉が適切かどうかはあれですけども、しっかりサポートはしていきますというのは申し上げたとおりです。

法的な仕組みについて言えば、漁業法に基づけば、水産庁というか農林水産大臣の管理に対する責任というのは、漁獲の状況によって、その漁獲量が何トンまでいきましたよという公表をする、あるいは、その積み上がりに応じて助言、指導、勧告をする、最終的には採捕停止命令を出すというところであって、では、そういう状況にならないようにどうしていくのかというのは、それは漁業管理区分ごとに自主的にやらない限りは、水産庁としては淡々と、その積み上がりの状況に応じて助言、指導、勧告、採捕停止というのを出していくというのが法律上求められているということでもあります。

それに対して、そういう状況を避ける、回避するために漁業者の皆さん自身が自ら漁獲の積み上がり状況を把握する、あるいはその積み上がり状況に応じてブレーキを踏むということについてのお手伝いというか支援というのは、それはしっかりやっていきますということでもあります。

○参加者 それはもう4月1日から、ソフトなりなんなり作って対応できるということですよ。

○魚谷部長 はい、そういうしっかり、まずは把握をできるような状況になるように、それに向けて団体の皆さん、あるいは漁業者の皆さんと水産庁とで検討、準備を進めていくということでございます。

○参加者 はい、分かりました。

○魚谷部長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。なければ、国の留保の問題については、これで議論を締めたいと思います。

次に、目安数量を超過した現行水準の府県の扱いということで、前回、この点について水産庁から示した考え方については、特段の異論はなかったわけですけども、今回お示しした中では、前回と違って、どの県が対象になるのかというのが、青森県、岩手県、宮

城県ということで明示をされている状況ということでございます。

これについて、どうぞ。

○参加者 令和7年度、まだ漁期が2か月近く残っているわけですが、この漁期中にまだ二つの要件を満たす府県が出た場合、それらについて数量明示とするような手続は、多分、間に合わないと思うんですよ。

そういったことから、例えば以下の要件を令和8年1月13日時点でということ、日に入力して、いずれも満たすというふうになれば、そういった県が加わっても、特に扱いは変えないということをはっきりすると思うんですけども。

○赤塚室長 ありがとうございます。貴重な提案です。

しかしながら、指定する日以降に要件を満たしても「数量明示」化はしないとしてしまうと、また別の議論が起こってくると思います。現時点で我々が把握している範囲では、そのような「現行水準」の府県は出てこない、今の数量を見る限りないんですけども、仮に4月1日以降で我々が把握した漁獲量で、提案の要件を満たすのであれば、満たした日のあとで最初に開催する水産政策審議会で「数量明示」化を諮問する。公平性という観点からは、そのような運用になると考えています。

ただ、いずれにいたしましても、今、私たちが把握している範囲においては、そのようなことは起こらないと考えていますので、仮定の話での運用ということでの回答となります。

ありがとうございました。

○参加者 分かりました。

○魚谷部長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、目安数量を超過した「現行水準」の府県の扱いについての議論は、これで締めたいと思います。

続きまして、令和9年度以降に向けたTAC期中変更の検討ということで、この項目については、前回、漁獲シナリオの案の①、あるいは案の②を採用する場合にはこういったことの検討を年度中に行って、結果を示すというようなことが書かれていたわけですが、今回、水産庁の案としては案の③、期中改定なしのものを案として提示しているということと、あと前回の会合では、令和9年度以降についてどうするか、というのを考えたときに、こういう期中改定の基準なりなんなりというのを定めるべく、この検討は進め

る、進めていく必要はありますね、というようなことを私から申し上げましたけれども、こういった形での上の四角に書いてあるようなことを進めていくということでございます。

その前提としては、令和7管理年度中にTACの期中改定は2回あったわけですがけれども、その事実関係が書かれておりまして、これのレビューというところからスタートするという考え方が示されているというものでございます。

これについての御質問、御意見をお受けしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

特になしということではよろしいですか。ウェブもない。

それでは、ここに書かれているとおり、9年度以降に向けて、こういう期中改定をやるという、そういうのも、当然、可能性としてあるという前提で、どういう形での基準になるのかという検討は進めていきたいと思っております。

続きまして、最後の項目になりますが、今後のスケジュールということで、9ページ目のスライドに示してあります今回が第8回のステークホルダー会合ということで、今日のこの後、取りまとめをさせていただければと思っておりますけれども、それを受けて2月下旬、2月20日に開催予定の次の水政審資源管理分科会で基本方針の一部変更の案、TACと当初配分の案を諮問するということとなります。

その後、各関係道府県内の手続を進めていただいて、4月1日から管理年度が開始されると、こういうスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

これについての御意見、御質問でございますでしょうか。

ウェブも大丈夫ですか。

それでは、今後のスケジュールについても、皆さんこのスケジュールで進めていくことについて、異論はないということと理解をいたしました。

それでは、資料3に関する各項目についての御議論ということで、一通り終わって、御意見、御質問も出尽くしたということで、ここで15分間程度の休憩を挟んで、今回の一連の会合、前回、今回を踏まえて、ということですがけれども、議論の取りまとめを行いたいと思っております。その取りまとめた内容についての御説明を、15分間の休憩の後に会議を再開して、水産庁としての取りまとめを御説明するということとしたいと思っております。

今、2時10分ちょっと前ですか、ということで、2時25分に再開をしたいと思っておりますので、それまでに席の方にお戻りいただければと思っております。

それでは、これから休会とします。

午後2時10分 休憩

○魚谷部長 それでは、会議の方を再開いたしたいと思います。

私の取りまとめからと申し上げたんですが、先ほど出席者の方から水産機構への御質問があった点について、まずは回答の準備が整ったということですので、大島部長、お願いします。

○大島部長 ありがとうございます。

午前中に出席されております参加者の方から二つ質問がございました。

まず一つ目に関しては、学名は合っておりますという回答になりますのと、二つ目のもの、通称「米国方式」と呼ばれるものについての文献、あるいは引用はどういうものがあるのかというところかと思えます。

その前のプロセスからお話をさせていただきますと、魚谷部長からもお話がありましたが、第2回のスルメイカステークホルダー会議、こちらが令和3年10月29日に開催されておりまして、この会議においては、通常MSYに基づく管理シナリオのほかに、スルメイカに関してはいろいろな管理方策も考えると、そこを一旦、皆様にお見せして話をしましょうという形の会議だったと記憶しています。その中で、獲り残し割合一定方策、あるいは漁獲量一定方策という、その中に一つ、外国ではどんな管理をしているのかというものも検討項目としてありました。

会議に向けては、当然、いろいろな管理方策について、行政、水産庁、研究機関側、水研、水産機構の側でいろいろ情報交換いたしまして、その中にアメリカのカナダマツイカの管理の話もありました。

当然、このカナダマツイカの管理は、カナダ方式というのもありまして、それに関しては高水準の資源量だった時の低水準期間の資源量の割合みたいな形で明確な計算式があって、ABCみたいなものを計算するものがあつたんですけれども、米国の方に関しては、そういった明確に記述された数式みたいなものはなくて、コンセプト、どういう方針みたいなところの記述があつたんですね。

それというのが、以前のいろいろな資料を読み起こしているんですけれども、明確な計算式がなかった。ただし、考え方としては、過去の最高漁獲量と直近の資源状態を基にABCを設定しているというコンセプトがあつたと。そういうところから、今回、アメリカ、「米国方式」と言われている計算式、過去最高漁獲量に、分母が過去最高漁獲量の年の資源量、分子がその直近の資源量、という形で考えたわけです。一応、そこら辺のそういう

数式を考えたというのは、お互いの情報交換、ではこういう形でスルメイカには適用してみましようという形で考え出したものです。

実際、どういうところの文献があったのかというと、それは先ほどの真田さんからの御指摘があったとおり、MFMC、カウンシルの報告書などがございまして、そういったところからどういう管理をしているのか、どういう算定漁獲量、あるいはABCを計算しているのかというところを内容を読み取って、それに基づいて水産庁、水産機構の議論に基づいて、そういった形の計算式を考えましたという説明になります。

ですので、こういった説明になるんですけども、よろしかったでしょうか。

以上です。

○魚谷部長 ありがとうございます。

先ほどは、文献の題名とか、そういうところもあったかと思いますが、それは別途やっていただければと思います。

○大島部長 具体的に何か申し上げればよろしいですかね。ちょっと長くなってしまって。

いくつかありますので、これは何かの機会にお知らせした方がよろしいでしょうかね。

○魚谷部長 分かりました。そのようにしていただければと思います。

それでは、前回、今回のステークホルダー会合での議論の、特に本日の取りまとめをしたいと思います。

まず漁獲シナリオについてですけども、これは、水産庁側から、前回の会合における案の③、つまり、呼び方が適切ではないという御意見もありましたが、カナダマツイカの米国の方式に類するものを採用してはどうかという案を、水産庁側の案として提示したわけですけども、これについては案の③を支持するという意見が多かったというのがございますが、一方で、複数の出席者の皆さんからは、この方式について、過大なTACになっているのではないか、もっと資源を獲り残すという観点からの管理をすべきではないかというような御意見もございました。

また、案の③を支持する意見については、おおむね、ほとんどの人と言ってよかったかと思いますが、案の③に加えてTACの期中変更を検討すべき、そういうのを残すべき、あるいは検討の余地は残すべきというような御意見がございました。

これらの御意見につきましては、水産庁側から、まず案の③自体、これについては、御懸念の点はもっともなところがあるけれども、少なくとも1年度限りの暫定シナリオとしては採用可能だという御説明をしたところでございますし、期中のTACの変更について

は、水産庁側からは、漁獲シナリオそのもののコンセプトが、そういう期中改定にはそぐわないということと、あと、TACは増やす期中改定のみならず削減する期中改定ということも考えると、なかなか管理上これは難しいですね、という御説明をしたところです。

以上を踏まえて、水産庁としては今日御提案したとおり、案の③を採用することとしたと考えております。

その上で、本日の御議論、あるいは、まだパブリック・コメント手続は継続中ですので、そういったところから出てくる今後の議論も踏まえて、2月20日の水政審に諮問をする案の最終化を進めていきたいと考えております。

続きまして、国の留保について、こちらについては、漁獲のコントロールが難しい待ち網、定置網への配慮ということで、水産庁の方からは、小型するめいか釣り漁業の超過分、差し引いた分を数量明示の都道府県に充てるという考え方を、今回、示しまして、それについては歓迎する意見があったということでございますけれども、それでもなお不安が残るという意見もありまして、その点については、融通という方法、これについてしっかり水産庁としては促進をしていくし、間に入って調整するという、汗はかきますという御説明をさせていただいたところです。

そういうことで、留保については必要最低限取るということで200トンという数字を示させていただいておりますが、そういった形での対応で水政審に諮るTACの配分等の案の最終化をしたいと考えております。

続きまして、この後、目安数量を超過した「現行水準」の府県の扱い、これは一定の基準に基づいて、「現行水準」ではなくて数量明示の配分をするという話。あと、TACの期中改定の基準等、これに関しては、令和9管理年度以降の漁獲シナリオ等の検討に向けて、こういった検討は、引き続き水産機構との間で進めていくということで御説明をして、この二つの項目については、特段異論等はなかったということでございます。

以上のような取りまとめとしたいと思っておりますけれども、これについて重要な点が抜けているとか、自分の言ったことが適切に反映されていないということがございましたら、この場でおっしゃっていただければと思います。

どうぞ。

○参加者 よろしく申し上げます。

当協議会は、5トン未満の小型いか釣り漁船も会員であること、前回のステークホルダー一会合で青森県からも特に意見がなかったもので、今回、発言いたします。

発言内容は、令和8管理年度知事管理区分における配分数量明示についての要望です。

青森県は、昨年10月20日から5トン未満のいか釣漁船も自主休漁し、採捕停止命令後も自主休漁しておりました。令和7管理年度の「現行水準」の漁獲数量は305トンですが、定置網も水揚げが良好であり、5トン未満の自主休漁した期間を含めると、さらなる水揚げ実績があったと考えることができます。現在は、1,400トン余りとなっておりますが、およそ1,800トンは超える見込みであると考えております。

水産庁が提示する令和8年度の漁獲シナリオからすると、令和8管理年度は青森県に1,700トンと大分配慮された数量となりましたが、今年度のような青森県太平洋沖、三陸沖に漁場を形成されると、5トン未満も一番の盛漁期に採捕停止がかかる可能性があります。

青森県は、5トン未満船は290隻を有しており、いか釣りのための設備投資をしており、令和7年度は久々の豊漁ではあったものの、借金の返済もままならない状況です。このことから、次期管理年度につきましては、操業を継続した場合の実績と、他県より小型いか釣り船が多いことを考慮していただき、操業が止まることのないよう余裕を持った数量配分を検討していただけないかという要望です。

以上です。

○魚谷部長 ありがとうございます。

まず議事進行上のお話をさせていただきますと、項目的には目安数量を超過した「現行水準」の府県の項目に関連するものだと思いますが、これについては先ほど来、項目を区切って議論してきたところですので、この取りまとめを申し上げた後に言われるというのは、非常に、議事運営をする人間からすると困るというのは申し上げておきたいと思えます。

お気持ちは理解しましたというか、そういうことだと思いますが、一方で令和7管理年度において、皆さんそれぞれの漁業区分で、それはいろいろな抑制をかけられた結果としての実績になっているというところで、そういったところを反映し出すと、もう恣意的な配分になってしまいますので、配分についてはしっかり客観的なデータを基にやっていくというのが基本だと思っております。

それとは別途、既にスルメイカでは用いられていますけれども、関係者間の合意によって違う配分シェアを用いるというのはありますが、基本的にはそういうことでございます。それを超える部分については、先ほど来申し上げましたけれども、融通等で対応をしてい

くということかというふうに思いますので、その点については繰り返しになりますが、水産庁としては間に入って、汗はかいていきますということかと思えます。御要望については承りました。

ほかに何か。どうぞ。

○参加者 一つ確認させていただきたいんですけれども、私の方から提案させていただいた近年の漁獲平均資源量算出に当たって、3年で今計算されているのを2年で計算してはどうでしょうかということについてなんです、それは当初の案のとおり、3年の平均資源量で計算するという変更は行わないということによろしかったでしょうか。

○魚谷部長 はい、そういうことでございます。

3年を使う理由については、縷々、私の方、あるいは赤塚の方から御説明をして、それに対して、それはおかしいというような形での再反論というか、それはなかったというふうに理解をしておりますので、我々としては3年平均を用いるというのが、非常に余裕のある数字を出す形での漁獲シナリオを用いるという意味では、直近2年を使うというのは適切ではないというのが判断でございます。

それは2年か3年かという一般論もございしますが、それはどちらの方が大きな枠になるか、皆さんとしては大きな枠にしたいということなんでしょうけれども、それは適切ではないというような、水産庁としては意見です、その観点からのこの漁獲シナリオ、案の③に関する批判的なコメントもあったところでございますので、そういった判断でございます。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、この会議については、資料3に関する議論、コアの部分、漁獲シナリオ等についての会議については、今、私が御説明したことをこの会合の取りまとめとしたいと思います。

したがって、この暫定の漁獲シナリオ、あるいは国の留保の考え方等が盛り込まれた資源管理基本方針の変更案については、先ほど来も申し上げましたが、パブリック・コメント手続自体は継続中でございますので、今回の取りまとめとパブリック・コメント手続で頂いた御意見を踏まえて、案を最終化して、2月20日に開催を予定している水政審資源管理分科会に諮問をするという形で進めてまいりたいと思えます。

それでは、このところが取りまとめられたところで、この後、一旦休憩をして、資料4に関する、通常はTAC意見交換会なんかで御説明するような話ですけれども、資料

4の8管理年度、スルメイカ全系群のTACの設定と配分の案についての説明をするということとしたいと思います。もちろん、今、これまでの議論で取りまとまった内容を前提にした案ということでございます。

これはどれぐらい休みを取った方がいいですか。では10分程度、こちらの準備もありますので、取りたいと思います。

それでは、今43分、では55分に再開としたいと思います。

午後2時43分 休憩

午後2時55分 再開

○魚谷部長 それでは、時間となりましたので、会議の方を再開したいと思います。

資料4の令和8管理年度スルメイカ全系群、TAC（漁獲可能量）の設定及び配分について（案）について、水産庁から御説明をいたします。

○番浦課長補佐 資源管理推進室の番浦でございます。

では、資料4を用いて説明をさせていただきます。

この資料は、令和8管理年度、令和8年4月から令和9年3月まで続きますけれども、スルメイカのTACの数量はどうなるのかと、また、その配分がどうなるのかというところの案でございます。

この内容に関しましては、先ほど午前中の資料3を用いた漁獲シナリオなどの議論において、皆さんに意見を頂いたところでありますけれども、その取りまとめを踏まえて、案の③を選択、提案するという内容で諮問するという内容を前提とした数量となっております。機械的に計算をすると、こういうことになるというものでございます。

まず一つ目、TAC（案）、設定の考え方でございます。

これは、これまで御説明した内容と変更などはございません。令和8管理年度においては暫定的に、本資源に係るTAC管理開始後の最大の漁獲実績、当該年の資源量及び直近の平均資源量に基づき漁獲を管理するというもので、これは案の③、いわゆる「米国管理方式」と呼んでいるものでございます。

続きまして、②でございます。

具体的には、以下のア及びイに掲げる合計値に0.6、日本の割合でございますけれども、これに乗じた値を我が国の生物学的許容漁獲量とし、TACは当該数値を超えない量とするとしております。

秋季系群でございます。TAC管理開始後漁獲量が最も多かった平成18年の漁獲量に令

和5年から令和7年までの資源量の平均値を乗じ、平成18年の資源量で除した値でございます。これは先ほどの資料で算式を用いまして御説明した内容と同じとなっております。

イ、冬季系群、この内容に関しても先ほどの資料と同じような内容となっております。

(2) 令和8管理年度のTACの総量の案でございます。

この案に関して、米国管理方式に基づくと、このTACに関しては6万8,400トンとなります。

(3) です。先ほども御意見いただいたところでありましてけれども、令和9管理年度以降の漁獲シナリオ等については、令和8年度にステークホルダー会合を複数回開催し、議論をしております。

下に、(3)の参考1というところがあります。これはスルメイカ全系群の資源管理の目標となっております。ここは秋季と冬季と分かれておりますが、これは令和8管理年度に暫定的な管理を行いますけれども、この目標値自体に関しては変わりません。

続きまして、スライド2ページ目をお願いいたします。

するめいかTACの推移、参考2のところに載せてあります。ここで、ちょっと補足の説明となりますけれども、令和7管理年度のTACのところでは、ここは三つ数字が入っております。一番上が1万9,200トンとありますが、これは当初の配分、TACの総量でございます。それから、2回の期中変更を行いまして、最終的には2万7,600トンとなっております。そして、令和8管理年度に関しては、「米国管理方式」に基づきまして6万8,400トンとなっております。

参考3には、するめいかの漁獲実績、過去の実績を載せてあります。

続きまして、2、配分(案)の方に進みます。

(1) TACの超過リスク等を考慮して定める国の留保は200トンとすると。これは先ほどの御説明のとおりでございます。

TACから200トンを除いた分について、過去3か年の漁獲実績の平均値に基づく比率等に基づいて配分量を算出するとしております。

(3) 算出配分量は別紙のとおりということで、この資料の一番後ろに掲載をしております。これに関しては、後ほど言及させていただきます。

(4) です。これも先ほどの説明の中にも含まれておりましたけれども、大臣管理区分においては、農林水産大臣が必要と認める場合に(2)に基づき算出した当該大臣管理区分の算出配分量の一部を当該大臣管理区分に追加配分するためのものとして国の留保に残

しておくことができるとしております。

(5) です。令和7管理年度における小型するめいか釣り漁業で生じた超過分のうち令和8管理年度の当該管理区分から差し引く数量については、これは2月4日時点ではどれぐらい差し引くのかというのはまだ未確定でございますけれども、これについては令和8管理年度の当初の国の留保に繰り入れた後、過去3か年（令和3年から令和5年まで）の漁獲実績の平均値に基づく比率に応じて「数量明示」の道県に配分するとしております。これは御説明のとおりでございます。

続きまして、3ページ目、その他のところでございます。

ここは、現行水準、目安数量を超過した分に関する取扱いでございます、これに関しては取りまとめにも含めていた事項でございます。説明した事項でございます。

以下の要件をいずれも満たす令和7管理年度における「現行水準」の府県、具体的には青森県、岩手県、宮城県となりますが、これについては資源管理基本方針に基づき、管理上必要であるとして、令和8管理年度は配分数量を明示するという扱いとする方向です。

要件に関しては、下に書いてあるとおりでございます。

(2) でございます。

上の要件に合致はしないんですけれども、長崎県については、資源管理基本方針に基づきまして、当該県の希望によりまして、令和8管理年度は配分数量を明示することとしております。これは希望によるものでございます。

続きまして、一番最後のページとなります。別紙でございます。

ここは先ほど申し上げたとおり、過去の実績、令和3年から5年までの漁獲実績に基づき、その比率に基づきまして配分をしたものでございます。ただ、先ほど一部、魚谷部長の方からお話がありましたけれども、大臣管理区分に関しては、大臣区分全体のシェアの中で、関係者の方々の合意の中で決められた配分に基づいて、配分のパーセンテージに基づいて配分をしているところでございます。

この中で、小型するめいか釣り漁業に関しては、4月から9月まで、また10月から翌年3月までという二つの区分に分けられております。ただ、ここに関して期間ごとに、1万5,000トンという全体での配分となっておりますが、この期間にどう分けるのかというところは、また団体及び水産庁の方で検討を行っているところですので、現時点では決まっておられません。

その下の知事管理区分のところでございます。

もともと、ここは北海道と富山県の方が数量明示となっておりましたが、今回超過した区分における取扱いに基づきまして、青森県、岩手県、宮城県が数量明示県として追加されております。

また、長崎県に関しては、繰り返してとなりますが、ここは希望に基づいて数量明示県としております。過去の実績に基づいて、ここは配分数量を貼り付けております。

一番下、留保に関しては200トンとなっております。全体の6万8,400トンから200トンを引いた上で、過去の実績に基づいて各区分に配分したというものでございます。

括弧書きの中です。先ほども御説明した内容を記載しております。

説明事項は以上となります。

○魚谷部長 それでは、ただいまの令和8管理年度のTACの設定、あと、配分についての案ということで、先ほどまでの会議の取りまとめを前提にしたものということで、特に配分の関係では、超過の差引きとかまだ決まっていない部分等ございますので、これがそのまま水政審に諮問される数字ということではありませんけれども、基本的な枠組みとしては、こういう数字になりますよ、ということでございます。

それでは、今の御説明につきまして、御意見、御質問を承りたいと思います。ございましたら挙手、あるいはWebexの手を挙げる機能、あるいはチャット機能で御発言の意思をお示してください。

よろしいでしょうか。

では、どうぞ。

○参加者 ありがとうございます。

質問というか確認というかなんですけれども、2番の配分案のところ、配分の考え方として配分シェアのどの間を取るのかということ、今、過去3か年で、令和3年から令和5年までの3年を取られていると思うんですけれども、それで、たしかこれは暦年、1月から12月のシェアで取られているかなと思ったんですが、それでよろしかったかということ、

○番浦課長補佐 暦年で計算しております。

○参加者 ありがとうございます。

それで、ちょっと今後の、もし検討いただければというか、提案というかなんですけれども、このTAC、特にスルメイカは4月～3月の漁期年で評価もされて管理もされると。1月～12月で出したものと、どれぐらい変わり得るのかはあるんですけれども、基

本的に4月～3月の実績というか、そういったものが評価にも反映されていて、基本はそれで管理をしている中で、それが少しずれているというか、それがなじむのかどうかというか、どちらの方がいいのか悪いのか議論はあると思いますし、それによって増えるところもあれば減るところもあると思うんですけども、どちらかといえばあっていた方がみんな納得するというか、そういった部分はあるかなと思うので、御検討というか、若しくは何かそれに対してのお考え、今時点で暦年を、たしか基本は全ての資源でそれを使われているかなと思うんですけども、その部分の御意見を頂ければと思います。

よろしく願いいたします。

○番浦課長補佐 暦年としている理由について、過去の統計のデータを使っていたということ、統計は暦年でやっているというところもあり、こういう形式が続いているものという認識ではあります。

御理解されているとおりではあるんですが、これをずらした時にやり方を変えて、では次からTACの管理年度に合わせて4月から3月でやりましょうといったときに、それで実績が増える県と減る県が出てくると思うんですよね。そういったときに、過去からの連続性に関して、どう捉えるのかというところがあるのかなと、賛否両論あるような気はします。

そこが管理上の課題なのか、いただいた意見として対応が考えられるか、検討はしたいと思っております。

○参加者 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○魚谷部長 ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○参加者

今日は御説明ありがとうございました。一応、令和8管理年度の小型いか釣り漁業の枠というか、先ほど番浦さんから説明があったような工程で1万5,000トンという形になっていると思います。

こういった中で、漁業者さんといろいろ会話をする機会がありまして、一体どこが不安になるかという、令和8年度で自分たちは実際何箱、1年間で漁獲していいのかなというのを単純に考えるんですよね。したときに、1万5,000トンを全国の約2,000隻で割ったときに、大体7トンぐらいというような数字が出てくるんですけども、私が壱岐と対馬の漁業者さんに聞き取りした感じだと、大体スルメベースで考えて19トンクラスで年間60

トンぐらい、採算ラインがですね。10トン以下になっても、やはり20トンから30トンぐらいという漁獲がないと、安定的な経営が営めないようなお話がありましたと。

TAC管理のトン数を設定する中で、今、私が言ったのは割と感情的な話になってしまったので、なかなか数量に結び付かないところはあると思うんですけども、配分の量とかを検討する際に、そういったちょっと気持ち的なところですけども、頭の中に入れていただければと思います。

コメントでございます。

○番浦課長補佐 御意見ありがとうございます。

小いかに対しては、ここで詳細な御説明は、団体間の話なので差し支える部分があるんですけども、ほかの大臣管理区分の方々からも小型いか釣り漁業に対し、大分御配慮は頂いているというところがございます。

こういった中で、基本的にはTACの配分というのは、過去の漁獲実績に基づいて設定をしているというところから、この実績になっているのは過去それだけしか漁獲はなかったという、そういう考え方に基づいております。なので、獲れるかどうか分からないけれども、多めの配分みたいな、そういったところは、なかなか恣意的な判断というのは難しい部分があります。

ただ、漁獲枠は先ほども魚谷部長の方からも御説明があったとおり、来遊の変動で漁獲が積み上がって枠に達しそうになるなど、各管理区分はあると思うので、そこは水産庁として融通とか、そういった調整に関しては汗をかいて取り組んでいこうと思っております。きちんと情報も把握しながら、皆さんと意見交換をしながら、現場が困らないようにしていきたいと考えております。

○魚谷部長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ウェブから、お願いします。

○参加者

今、参加者の方からも言われたと思います。今日の令和8年のシナリオの3ページ、赤塚室長から資源予測には獲り過ぎとか、獲り過ぎないための計画性が大切というような言葉をお聞きしております。今、案の小型するめいか釣り漁業の1万5,000トン、これは全国で約2,000隻以上の船で分けて獲るようになると思います。

我々の長崎県では、4月から9月までが少々で、10月から11月が盛漁期にあると思います。その中で、実績から比べれば大変大きい数とは思いますが、スルメイカはうちの組合

長が言いますように、爆発したらどうなるか分からないような魚なので、ちょっと心配なところはあります。

素朴な質問なんですが、ほかの団体さんのことは言えないとは思いますが、底びきさんが獲られる盛漁期は、7、8、9の3か月が盛漁期だとお聞きをしております。小型いか釣りは2,000隻超で分けて獲っての1万5,000トンではございますが、底びきさんは1万7,300トン、すみません、これは何隻ぐらいでこの数量を獲られるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。言える範囲で結構ですので、よろしくお願いします。

先ほど別の参加者の方が言われていましたように、資源にも優しく価格も下げないような計画的な操業ができればと、その言葉に対しては私たちも賛成をしておりますので、重ねてよろしくお願いします。

以上です。

○番浦課長補佐 すみません。沖合底びきさんの隻数というお話でありました。

ここは、許可で言えば300隻となります。

すみません、そのほかの点はこういったことでしょうか。

○参加者 実際、7、8、9、10でいったら魚体の小さい魚、イカが漁獲されていると思うとすもんね。そういう中で、小型するめいかのように期間を分けてとか、操業とかの計画的に小型底びきさんがすることはできないんですか。そういう指導は水産庁の方ではできないんですか。

以上です。

○番浦課長補佐 沖合底びきさんの7、8月は休漁となっているという理解でございます。

○参加者 分かりました。すみません、ありがとうございます。

○魚谷部長 続きまして、チャットで読み上げですね。

○猪俣係長 読み上げさせていただきます。

先月末でいいのですが、現時点で把握している漁獲量を教えていただけますか。また、小型するめいか釣り漁業のみの漁獲量も分かれば教えていただきたいということです。

○畔柳係長 水産庁の畔柳です。

現在、水産庁として対外的に公表している値での回答となりますが、まず全体の漁獲量の数値としては、去年12月8日に行われた水産政策審議会での資料が、現在公表している最新値となります。そちらの値では、スルメイカ全体での11月13日時点の漁獲量は2万1,782トンとなります。

すみません、もう一つは、小型するめいか釣り漁業全体としての数量については、すみません、こちらはまた別途公表していきまして、水産庁の「資源管理の部屋」というホームページで公表しているところです。

こちらについては、ちょっと時点がずれるのですが、12月15日時点で、小型するめいか釣り漁業としましては、7,996トンの漁獲が報告されているところです。

以上になります。

○魚谷部長 続きまして、これもチャットですので読み上げをお願いします。

○猪俣係長 読み上げさせていただきます。

過去の会合等で説明があった場合は重複になり申し訳ありませんが、スルメイカのTACにおける遊漁への見解をいま一度御説明いただければ幸いです。また、今後、遊漁船の船体規模によっては、釣果情報を提供してもらう等の対応があるのかお教えてください。

以上です。

○番浦課長補佐 現在、するめいかTAC管理において、遊漁船の管理は含まれておりません。遊漁がどれぐらい獲っているのかなど、そういったものは資源評価に勘案していくのかというところは、まだ十分な検討が行われていないというところがございます。

○魚谷部長 それでは、ほかにごございますでしょうか。なければ……。

○参加者 質問よろしいですか。

○魚谷部長 お願いします。

○参加者

資料4の最後のページなんですけれども、知事管理区分についての質問になります。注記のところに、秋田から鹿児島まで27県ですかね、恐らく6,500トンということになると思うんですが、これの「現行水準」の配分については、いつ頃示されるのかというのと、過去3か年の漁獲実績の平均値に基づく比率等に基づいて配分というふうになるのかどうかなんですが、この過去3か年の漁獲実績のところは、令和3年から5年ということになってしまうんでしょうか、令和7管理年度は含めていただけないんでしょうか。

その2点、お願いします。

○番浦課長補佐 ここの注記に記載されている県は「現行水準」県となるので、目安数量というものをお示しするということになります。

一応、先日、都道府県の担当者の皆様には、各シナリオごとに計算すると、こういうような数値となるという目安数量に関しては提示をさせていただきました。実際に、この後

の手續の中で、我々、実際の公文で各県にどれぐらいの数量になるかというところは通達いたしますので、その時点で分かるとなります。

○参加者 それは時期的にはいつ頃になるのでしょうか。

○番浦課長補佐 本日のT A C意見交換会を踏まえて、この後、あまり時間を置かずに各県には連絡をさせていただきます。

○参加者 分かりました。

○番浦課長補佐 すみません、基準年については、ここも変わらないです。令和3年から5年でございます。ここは数量明示と同じ考え方でございます。

○魚谷部長 それでは、どうぞ。

○参加者

下北の方では、イカを餌にしてブリを獲ったりヒラメを獲ったりマグロを獲ったりするんですけども、今、遊漁はT A Cに含まれないと聞いたんですけども、うちらはイカを獲って売るわけでない商売というか、餌に使うイカは、T A Cに遊漁と一緒に含まれないようにしてもらいたいと思うんですけども、何とかお願いします。

○魚谷部長 その点については、漁業で獲る以上は、このT A C管理の範疇ということで、それを除外するということはできません。

○参加者 同じ場所で同じ餌を使うならばいいけれども、遊漁の人たちが生きたイカでヒラメとかブリとか釣るのに、漁業者が生きたイカを使えないは、遊漁の人たちより獲れないんですよ。ヒラメとかブリとか、遊漁の人たちがいっぱい獲れても、漁業者の人たちが死んだ餌を使えば、死んだ餌に魚は食わないんですよ。そうだったら生活できなくなるので、餌だけは別物としてほしいと思います。

何とかひとつお願いします。

○魚谷部長 お気持ちはよく分かりますし、遊漁と漁業との間の調整というか軋轢というか、そういったところはイカに限らず、漁場の使い方等々においてもあることでありまして、そういったところについては、現地でいろいろやっていただく必要も、いろいろな漁場利用の調整とか、そういったものをやっていただくべきところもあるかと思っておりますけれども、こと、漁獲量の管理については、漁業については餌用であれ、市場に出す用であれ、あるいは養殖用種苗であれ、これはT A C管理の下にあるということですのでしっかり報告もしていただき、枠も守っていただくという必要がございます。

一方で、遊漁については、では完全に野放しなのかと言われれば、これは水産基本計画

にも、漁業と一貫性のある管理をしていきたいと思いますということで、ある意味、手始めということになるのかもしれませんが、クロマグロについては、小型魚は採捕禁止、大型魚については、それなりの枠、枠というか国の留保の一部の中でしっかり数量を管理していきたいと思いますということで報告義務もございますし、枠の管理上必要があれば採捕も止めるという管理をしております。

ほかの魚種についても、どれぐらい、漁業との比較において遊漁が資源に影響を与えられているのかというようなことも踏まえて、繰り返しになりますが、漁業と一貫性のある管理ということで、必要に応じて進めていくという考え方でございますけれども、現時点でスルメイカについて、遊漁の管理、遊漁をTAC管理の下に置くというようなことの根拠はない状況でございますし、今後、それはどれぐらい獲っているのかというのは、必要に応じて、そういった調査もやっていくと、情報把握、状況把握も進めていくということですが、そういう状況でございます。

そういう中で、漁業の中で何かによってTAC管理の下に置く、置かないという線引きをすれば、それは漁業者の中での公平、不公平というような問題もございますし、そこは少なくとも業として営む以上、しっかりした管理をしながら資源を残して行って、持続的に生産が上がるようにしていきたいと思いますということですので、餌用について、このTAC管理の下から外すということは、ないということでございます。

ありがとうございます。

それでは、ウェブから、どうぞ。

○参加者

大臣管理区分は分かりますけれども、獲った間の資源管理、それはどのように水産庁の方で管理しているのか。その辺、ちょっとお話しいただければよろしいかなと思います。

○番浦課長補佐 すみません、ちょっとお声が遠くてよく分からなかったんですが、どういう管理を行う、スルメイカはどのような配分を行っているかという御趣旨でしょうか。

○参加者 マイクの方がちょっとね……。

大臣管理区分のことはいいんですけれども、資源管理、漁獲管理、それは水産庁の方のように管理しているかということ、それは国の立場で管理の状況をどういうふうにするかということ伺いたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○番浦課長補佐 知事管理に関して、漁獲の管理をどのように行っているのかということでしょうか。

○参加者 漁獲の管理、数量。

○番浦課長補佐 数量の管理に関しては、基本的に各県、数量明示の県に関しては、T A Cの数量はこれこれになりますというところの条件が設定されます。そこは知事管理区分の道府県の中で、定められた数量の中で管理を行っていただきます。

また、漁業者の方々は、獲った漁獲量に関して、翌月10日までに知事宛てに報告することになっております。それによって積み上がりを見ながら、県の方で管理をしていらっしゃると思っております。基本的には、県の裁量の中で管理を行っていただいているという理解でございます。

なお、県に報告されたT A Cの数量は、翌々月の10日までに国に報告されることとなっております。

以上となります。

○参加者 それは、今、説明があったのは、大臣管理の部分ではないですか。小型するめいかの管理についてということで、管理の在り方、もう一回説明願います。

○番浦課長補佐 小型するめいか釣り漁業の管理というお話であれば、小型するめいか釣り漁業は、知事管理分ではなくて大臣管理区分になっておりますので、ほかの大臣管理区分と同じく配分を行います。だから、令和8管理年度に関しては、1万5,000トン进行配分するというところでございます。

なので、これをどうやって管理をするのかというところは、ここは1万5,000トンの枠内で、今現在は1万5,000トンの中で、これ1本で事務局を全漁連として漁獲を管理されているものと思っております。

この改定の中で、今、パブコメをかけている内容では、ただこういう管理を行っているけれども、ある特定の地域は一気に漁獲してしまうようなこともありましたので、期間分けということを行うということで、パブコメ、基本方針の提案をしております。具体的には、4月から9月までと、10月から3月までと、この1万5,000トンを分けて管理をしていくということを提案しているものでございます。

○参加者 分かりましたけれども、やはり資源管理の中でもって、漁獲数量の管理というのは、全国的に一番大変だなと思うんです。ということは、やはり昨年あたりは、その漁場によっては大幅に超過したり、北海道は最後の方だから獲りたくても獲れないということが去年の実例としてあるんですけれども、国は一体となって資源管理をやらなければ、やはり大変だなとは自分では思っているんですけれども、この辺はしっかり数量の管理、

それは水産庁がきちんと判断しながら、そして管理体制を作ってもらいたいなど、そう思っています。

○番浦課長補佐 御意見ありがとうございます。

正に、資料3のときにも赤塚室長の方からも御説明があったと思いますけれども、我々としても、令和7管理年度に起こったようなことが起こらないように、全漁連、小いかの関係者の方々とどういう管理を行うべきかについては、まず漁獲の速やかな把握というものが大事になってきますので、漁獲報告の体制をどうやって速やかに把握するのかという取組等を含めて議論を行っているところでございます。

また、我々の知るところによると、各県の漁連の方々も頑張っていて、そういうような体制を構築しようというふうに御尽力されているという理解でございます。

管理に関しては、全漁連及び小いかの方々が行うものでありますが、水産庁としても、そういう体制構築に関して支援できるところは支援していきたいと、引き続き協力しながらやっていきたいと考えております。

○参加者 分かりました。どうもありがとうございます。

○魚谷部長 ほかにありますでしょうか。ウェブも大丈夫ですか。

それでは、ほかに御質問、御意見がないようですので、本日の意見交換というか、これも踏まえて、令和8管理年度のTAC、あるいは配分の案についても、これはパブコメの対象ではないですので、今日の議論を受けて、2月20日に開催をされます水産政策審議会の資源管理分科会に諮問することといたします。

それでは、本日用意していた議題は全て終了ということになります。本当に長時間の御議論ありがとうございました。

会議を長引かせるつもりはないんですけれども、スルメイカの来年度の管理に向けていろいろ難しい議論の中で、それなりに議論が収束したということについては、私自身は若干安心しておりますが、課題は今後山積しておりますので、引き続き皆さんの御理解、御協力をお願いしたいと思います。

その中で、今日、参加者の方から、自分が漁業者の皆さんに強いたことが正解だったのかというのを自問自答していますという話がありました。正直言って、資源評価、あるいは管理もそうかもしれませんけれども、正解というのは一つではないんだろうと思っています。

今日、この議論の中でも、180度違う意見が述べられたということからも、正解は一つ

ではないと思いますが、一方で、では無数にあるのかということ、恐らくそんなにはなくて、数少ない正解に近いものをどうやって選んでいくのかというところが重要なんだろうと思います。

私は、現場の漁業者に直接対応するような厳しい場に置かれたことはないんですけども、資源管理推進室長時代から、こういうステークホルダー会合の中で、こういうシナリオは採択可能です、こちらは駄目です、みたいな、毎回毎回提示するに当たってはそれなりの判断をしていて、それが本当に正解なのかどうかというのは、私自身もこの数年間ずっと、いろいろな資源について自問自答を続けていて、うまくいったものもあれば、正直言って、うまくいかなかったものもある。特に、このスルメイカについては、4年前、5年前にどうにもならなくて、前年同にしましょうというところから始まって、1年検討して3年固定というのを採用しましたけれども、それもうまくいなくてという、試行錯誤ですよ。

この資源管理は、やはり評価も管理自体も試行錯誤でやっていくしかない。そういう中で、いかに現場に支障がなるべく生じないようにするかということに、管理する立場にある、管理するというと横柄な言い方かもしれないので、管理についての道筋を考える立場にある行政機関、これは国も都道府県も同じような責任を負っていますので、引き続きそういったところについては、連携、協力しながらやっていきたいと思っておりますし、それに対して現場の漁業者の皆さん、あるいは漁業者団体を指導、管理する団体の皆さんの御理解も引き続きいただければというふうに、今日の議論も踏まえて、そういうふうに改めて思いました。

それでは、長時間にわたる御議論、誠にお疲れさまでございました。

それでは、スルメイカ全系群の資源管理方針に関する検討会は、ここまでとさせていただきます。

なお、冒頭申し上げましたとおり、本日の議論に関する議事録は、準備ができた段階で水産庁のホームページ上に掲載いたしますので、その点については御承知おきください。

本日は誠にありがとうございました。

午後3時34分 閉会